

## 第22期第2回筑前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年6月21日(月) 14:00～

2 場 所 福岡県庁4階 漁業調整委員会室

### 3 議 題

(1) 福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

資料1

(2) 特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について(諮問)

資料2

(3) 福岡県資源管理指針の一部改正について(協議)

資料3

(4) 令和3年下期土石採取計画について(協議)

資料4

(5) 潜水器漁業の新規着業について(協議)

資料5

(6) 第22期第1回響灘連合海区漁業調整委員会について(協議)

資料6

(7) 全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について  
(協議)

資料7

(8) その他





資料 1 - 1  
(22期2回筑前漁調委)  
(令和3年6月21日)

3.水第558号

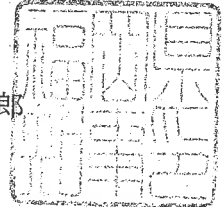
令和3年6月16日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



福岡県資源管理方針の一部改正について(諮問)

令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)が改正され、本県では法第14条第1項の規定に基づき福岡県資源管理方針を策定しました。

特定水産資源の具体的な資源管理方針については、魚種ごとに別紙としてまとめており、現行の福岡県資源管理方針では、まあじ、まいわし、くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)、するめいかの4魚種(5区分)について定めております。

令和3年7月1日よりまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群についても改正後の漁業法に基づく資源管理が始まることを受け、福岡県資源管理方針を改正し、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する資源管理方針を定めたいので、法第14条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



## 福岡県資源管理方針の一部改正について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

### 【概要】

- ・令和2年12月1日に漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）が改正され、農林水産大臣は、改正後の漁業法に基づいた資源管理の方針を示した資源管理基本方針を定め、今後、この資源管理基本方針に基づき、資源管理が推進されることとなった。
- ・本県においては、同法第14条第1項の規定に基づき、本県の資源管理を行うための方針を示した「福岡県資源管理方針」を令和2年12月1日付けで策定した。
- ・今般、特定水産資源である「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の改正後の漁業法に基づく資源管理が、令和3年7月1日より始まるため、農林水産大臣が定める資源管理基本方針が改定された。
- ・これを受け、福岡県資源管理方針の一部を改正する事について、法第14条第4項の規定\*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。

※法第14条第4項：都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとする（変更しようとする）ときは関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

### 【福岡県資源管理方針の改正内容について】

- ・特定水産資源については魚種別に具体的な資源管理方針を定めており、既に改正後の漁業法に基づく管理が始まっている特定水産資源については、別紙1-1から1-5までに、その具体的な資源管理方針を定めている。
- ・今般、「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」についても、別紙1-6にてその具体的な管理方針を定めることとしたい。
- ・併せて、既に定めている特定水産資源（別紙1-1～1-5）についても、その記載方法を一部変更することとしたい。

### 【別紙】

- ・資料1-3 福岡県資源管理方針改正案、新旧対照表
- ・資料1-4 資源管理基本方針(抜粋)

福岡県資源管理方針

[制定 令和2年12月1日]  
最終改正 令和3年6月〇日

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成30年の生産量で7.0万トン、生産額は295億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約4千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

福岡県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の福岡県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び福岡県知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等について慎重に検討することとする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び福岡県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 福岡県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-6 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まあじ知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まあじ知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業（福岡県漁業調整規則（令和 2 年福岡県規則第 62 号。以下「調整規則」という。）第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
まき網漁業	664 隻日



(別紙1-2)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まいわし知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
まき網漁業	664隻日

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取り締まり等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)  
及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取り締まり等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。)

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。)  
及びくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は機関別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ (大型魚) 知事管理区分に配分する。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県するめいか知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、資源管理方針策定時の本県筑前海海域における漁船登録数である 2,102 隻とする。

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

福岡県まさば及びごまさば知事管理区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業（大臣管理区分を除く）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときはこの限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
まき網漁業	664隻日

改正案	現行方針
<p>福岡県資源管理方針 〔制定 令和2年12月1日〕 最終改正 令和3年6月〇日</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1 まあじ」から「別紙1 まさば対馬暖流系群及びびこまさば東シナ海系群」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1）</p> <p>第1 特定水産資源 まあじ</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まあじ知事管理区分 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。 ① 水域 ② の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分を除く） ③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで ② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが</p>	<p>福岡県資源管理方針</p> <p>第1～第7（略）</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1 まあじ」から「別紙1 するめいか」までに、それぞれ定めるものとする。</p> <p>（別紙1）</p> <p>第1 特定水産資源 まあじ</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県知事管理区分 (1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。 ① 水域 ② の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域 ② 対象とする漁業 全ての漁業（大臣管理区分を除く） ③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。 ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。） 陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで ② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで</p>

改正案	現行方針
<p>なくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まあいし知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 特定水産資源 まいわし対馬暖流系群</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まいわし知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 ②の対象とする漁業が、まいわし対馬暖流系群の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわし対馬暖流系群を採捕する漁業(大臣管理区分を除く)</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p>	<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-2)</p> <p>第1 特定水産資源 まいわし</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 福岡県海域</p> <p>② 対象とする漁業 全ての漁業(大臣管理区分を除く)</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p>陸揚げした日から3日以内</p>

改正案	現行方針
<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県まいわし知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (小型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県くろまぐろ (小型魚) 知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取り締まり等に関する省令 (昭和38年農林省令第5号) 第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。)</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業 (日本海・九州西広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。) 及びくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分を除く)</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)</p>	<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 くろまぐろ (30キログラム未満のものに限る)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 福岡県海域</p> <p>② 対象とする漁業 全ての漁業 (大臣管理区分を除く)</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。) 陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p>



改正案	現行方針
<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙H)</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>くろまぐろ（大型魚）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域</p> <p>中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取り締まり等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。）</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う沿岸くろまぐろ漁業（日本海・九州四広域漁業調整委員会指示に掲げる漁業をいう。）及びくろまぐろ（大型魚）を採捕する漁業（大臣管理区分を除く）</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当</p>	<p>陸揚げした日から3日以内</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。</p> <p>第4 (略)</p> <p>(別紙H)</p> <p>第1 特定水産資源</p> <p>くろまぐろ（30キログラム以上のものに限る）</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>福岡県知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域</p> <p>福岡県海域</p> <p>② 対象とする漁業</p> <p>全ての漁業（大臣管理区分を除く）</p> <p>③ 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）</p> <p>陸揚げした日からその日の属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで</p>

改正案	現行方針
<p>該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。</p>	
<p>陸揚げした日から3日以内</p>	<p>陸揚げした日から3日以内</p>
<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p>	<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p>
<p>本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととし、全量を福岡県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分に配分する。</p>	<p>本県において漁獲されるくろまぐろはわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。</p>
<p>第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>
<p>(別紙1)</p>	<p>(別紙1)</p>
<p>第1 特定水産資源</p>	<p>第1 特定水産資源</p>
<p>するめいか</p>	<p>するめいか</p>
<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>	<p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>
<p>福岡県するめいか知事管理区分</p>	<p>福岡県知事管理区分</p>
<p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>	<p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項</p>
<p>当該知事管理区分を構成する事項は、</p>	<p>当該知事管理区分を構成する事項は、</p>
<p>次のとおりとする。</p>	<p>次のとおりとする。</p>
<p>① 水域</p>	<p>① 水域</p>
<p>②の对象とする漁業が、するめいか</p>	<p>福岡県海域</p>
<p>の採捕を行う水域</p>	
<p>② 対象とする漁業</p>	<p>② 対象とする漁業</p>
<p>福岡県に住所又は主たる事務所そ</p>	<p>全ての漁業(大臣管理区分を除く)</p>
<p>の他の事業所の所在地がある者がする</p>	
<p>めいかを採捕する漁業(大臣管理区分</p>	
<p>を除く)</p>	
<p>③ 漁獲可能期間</p>	<p>③ 漁獲可能期間</p>
<p>周年</p>	<p>周年</p>
<p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>	<p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p>
<p>当該知事管理区分における管理の手法</p>	<p>当該知事管理区分における管理の手法</p>
<p>は、現行の水準以上に漁獲量を増加させ</p>	<p>は、現行の水準以上に漁獲量を増加させ</p>
<p>ない管理とし、漁獲量等の報告期限は、</p>	<p>ない管理とし、漁獲量等の報告期限は、</p>
<p>次のとおりとする。</p>	<p>次のとおりとする。</p>
<p>① 当該管理年度中(②に規定する場合</p>	<p>① 当該管理年度中(②に規定する場合</p>
<p>を除く。)</p>	<p>を除く。)</p>
<p>陸揚げした日からその属する月の翌</p>	<p>陸揚げした日からその日の属する月</p>
<p>月10日まで</p>	<p>の翌月10日まで</p>
<p>② 知事が法第31条の規定に基づく公</p>	<p>② 知事が法第31条の規定に基づく公</p>
<p>表をした日から当該管理年度の末日ま</p>	<p>表をした日から当該管理年度の末日ま</p>
<p>で(漁獲可能量の追加配分等により当</p>	<p>で</p>
<p>該知事管理区分の漁獲量の総量が当該</p>	
<p>知事管理漁獲可能量を超えるおそれが</p>	

改正案	現行方針
<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 陸揚げした日から3日以内 全量を福岡県するめいか知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p>	<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 全量を福岡県知事管理区分に配分する。</p> <p>第4 (略)</p>
<p>(別紙1-6)</p> <p>第1 特定水産資源 まさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 福岡県まさは及びまさは知事管理区分</p> <p>(1) 当該知事管理区分を構成する事項 当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。</p> <p>① 水域 ②の対象とする漁業が、まさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群の採捕を行う水域</p> <p>② 対象とする漁業 福岡県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさは対馬暖流系群及びまさは東シナ海系群を採捕する漁業(大臣管理区分を除く)</p> <p>③ 漁獲可能期間 周年</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等 当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。</p> <p>① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く) 陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</p> <p>② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがないと認めるときはこの限りではない。)</p>	<p>(新設)</p>

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を福岡県まさほ及びこまさは知事管理区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

まき網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位・隻日)
まき網漁業	664隻日



づき算出した値に乗じた値とする。

- ③ ②の規定にかかわらず、鯉魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

### 3 漁獲可能量の算定方法

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の(1)及び(2)に掲げる同魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

- (1) まさば対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力及び

0.7 (資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値) を乗じた値

- (2) ごまさば東シナ海系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び

0.95 (資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値) を乗じた値

### 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、大中型まさ網漁業(許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。)及びその他大臣許可漁業とし、それぞれの大臣管理区分に配分された漁獲可能量を超えな

- (1) 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

- (2) 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

- イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

- 2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域(オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。)のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域(外国

いように行われる漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

- 1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まさ網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

- ① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域(日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。)のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域(外国の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

- ② 漁業の種類

大中型まさ網漁業

- ③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

- (2) 漁獲量の管理の手法等

の領海及び排他的経済水域(大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域)を除く。)

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点(イにおいて「A点」という。)に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点(ウにおいて「B点」という。)に至る直線

- ウ B点から正南の線

- ② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まさ網漁業を除いたもの

- ③ 漁獲可能期間

周年

- (2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理

がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

(2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものと  
し、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の①から③までに定めるところによる。

- (1) 配分の対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県とする。
- (2) 平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。

(3) ②に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数量

- ① 一の都道府県(数量を明示したものに限る。)における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日 ②に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいずれか小さい数量
- ② 大臣管理区分(数量を明示したものに限り)における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセントを超えた日 ②に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大臣管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

(2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値により算出する。

- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値
- ② 基準日の属する月 基準日の属する月の最初の日から基準日までの日数を基礎として日割りによって計算した基準日の属する月の1日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値

とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年(2017年)から令和元年(2019年)までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意

量を示すこととする。

3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の①(1)から③までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

(1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日(②において「基準日」という。)のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める値  
 ア 特異率（当該漁期の来遊状況の特異率を表す比率であつて、①に定める実績値を、①に掲げる  
 期間と同じ期間の過去5年間の漁獲実績の値のうち月ごと上位3年間の平均の漁獲実績の値で  
 除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が1以上の場合 当該基準日の属する月の翌月  
 の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位3年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た  
 値

イ 特異率が1未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去5年間の漁獲実績の値のうち上位  
 3年間の漁獲実績の値を平均した値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分する。

#### 第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第2項の規定に基づき、随揚げした日から  
 その属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる  
 事項について報告するものとする。

- 196 -

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の  
 追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつ  
 たと認めるときは、この限りではない。）

随揚げした日から5日以内

#### 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のままさは対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業管理区分においては、  
 法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁  
 業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業を  
 いう。）にあっては許認可隻数8隻等）を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府  
 県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、  
 当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水  
 産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

- 198 -

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量  
 (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務  
 所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るまさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群を随揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割当設定者がまさば対馬暖流系群及びびごまさば東シナ海系群  
 について2つ以上の漁獲割当割当の設定を受けている場合においては、漁獲割当割当設定通知書の番  
 号等当該漁獲量等の報告の対象となつた年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3  
 項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとす  
 る。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

随揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- 197 -

#### 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲  
 可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

- 199 -





資料 2 - 1  
(22期2回筑前漁調委)  
(令和3年6月21日)

3 水 第 5 5 8 号

令和3年6月16日

筑前海区漁業調整委員会会長

富重 信一 様

福岡県知事 服部 誠太郎

(水産局水産振興課)



特定水産資源の福岡県知事管理漁獲可能量の設定及び変更について (諮問)

令和2年12月1日に漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)が改正されました。

改正後の漁業法では、都道府県知事は都道府県資源管理方針に即して、国から定められた都道府県別漁獲可能量について、知事管理漁獲可能量を定めるとされています。

令和3年7月1日より、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の令和3管理年度が始まることを受け、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する知事管理漁獲可能量を定めたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

併せて、くろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)の知事管理漁獲可能量の変更を行いたいので、法第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



特定水産資源の知事管理漁獲可能量の設定及び変更について（諮問）

水産振興課漁船漁業係

【概要】

- ・知事は、福岡県資源管理方針に即して、農林水産大臣から定められた都道府県別漁獲可能量について、「知事管理漁獲可能量」を定めるものとなっている。
- ・今般、令和3年7月1日より令和3管理年度が開始される「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理漁獲可能量を定めるもの。
- ・また、既に令和3管理年度が開始されている、「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」について定められた都道府県別漁獲可能量が変更となったため、知事管理漁獲可能量を変更する必要がある。
- ・このため、各特定水産資源の知事管理漁獲可能量を設定及び変更することについて、法第16条第2項の規定\*に基づき筑前海区漁調委に諮問を行うもの。  
※法第16条第2項：都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとする（変更しようとする）ときは、関係海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない。

【知事管理漁獲可能量の設定及び変更について】

- ・「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」については、福岡県資源管理方針より、本県に定められた都道府県別漁獲可能量の全量を福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分することとしている。
- ・今回、本県に定められた「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量は「現行水準」であることから、福岡県まさば及びごまさば知事管理区分に配分する数量を「現行水準」と定めたい。
- ・「くろまぐろ（小型魚）」については当初配分として国から定められた都道府県別漁獲可能量が7.1トンであり、その全量を福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分に配分していたが、今回本県に定められた都道府県別漁獲可能量が前年度繰越分及び留保枠の追加、都道府県別漁獲可能量の融通により16.8トンに変更となったため、福岡県資源管理方針に基づき、福岡県くろまぐろ（小型魚）知事管理区分を16.8トンに変更したい。
- ・「くろまぐろ（大型魚）」についても、「くろまぐろ（小型魚）」と同様に、融通等によって変更となった都道府県別漁獲可能量の全量を、福岡県くろまぐろ（大型魚）知事管理区分に配分し、7.9トンに変更したい。

表 本県に定められた都道府県別漁獲可能量及び定めようとする知事管理漁獲可能量

特定水産資源	管理年度	都道府県別 漁獲可能量	知事管理漁獲可能量		備考
			知事管理区分	配分 数量	
まさば対馬暖流 系群及びごまさ ば東シナ海系群	7/1～ 6/30	現行水準	福岡県まさば及びごまさば 知事管理区分	現行水準	漁業法第16条第1項に基づく 知事管理漁獲可能量の設定
くろまぐろ (小型魚)	4/1～ 3/31	(7.1トン) 16.8トン	福岡県くろまぐろ(小型 魚)知事管理区分	(7.1トン) 16.8トン	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更
くろまぐろ (大型魚)	4/1～ 3/31	(7.2トン) 7.9トン	福岡県くろまぐろ(大型 魚)知事管理区分	(7.2トン) 7.9トン	漁業法第16条第5項に基づく 知事管理漁獲可能量の変更

※ () 内の数量は、変更前の数量

【別紙】

・資料 2-3 水産庁からの都道府県別漁獲可能量に係る通知

- ①本県に定められた令和3管理年度における「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の都道府県別漁獲可能量の当初配分通知
- ②「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知
- ③「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の変更の通知
- ④「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の都道府県別漁獲可能量の融通の通知

3水管第383号  
 令和3年5月17日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群及びずわいがにオホーツク海南部に関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

令和3管理年度における特定水産資源の都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めようとしている都道府県別漁獲可能量(トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量(トン)
まさば及びごまさば太平洋系群			
まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群	現行水準	0.41%	585
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			
ずわいがにオホーツク海南部			

2水管第 1992 号  
令和 2 年 12 月 24 日

福岡県知事 殿

農林水産大臣



くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の  
通知

くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 3 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量
	(福岡県分)
くろまぐろ (小型魚)	7.1トン
くろまぐろ (大型魚)	7.2トン

3水管第443号  
令和3年5月14日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の変更の通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量について、漁業法(昭和24年法律第267号)第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)
くろまぐろ(小型魚)	11.8トン
くろまぐろ(大型魚)	12.9トン

3水管第534号  
令和3年5月27日

福岡県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第6項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を変更したので、同項において準用する同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和3管理年度における都道府県別漁獲可能量の融通の通知

特定水産資源	変更した都道府県別漁獲可能量 (福岡県分)	
	(変更前)	(変更後)
くろまぐろ(小型魚)	11.8トン	16.8トン
くろまぐろ(大型魚)	12.9トン	7.9トン





令和3年6月21日  
筑前海区漁業調整委員会

福岡県資源管理指針の一部改正について（協議）

水産振興課漁船漁業係

○概要

令和2年12月21日2水管第1841号で我が国の海洋生物資源の資源管理指針が一部改正されたことを受けて、福岡県資源管理指針の見直しを行うもの。

○指針作成の手続き

- (1) 資源管理協議会における検討（資源管理指針（案）の作成）
- (2) 漁業調整委員会への付議
- (3) 水産庁との協議
- (4) 水産庁長官の指針認定、指針制定

○主な変更点

- (1) 漁獲データを最新の農林水産統計にあわせて平成30年までに更新
- (2) 本指針に基づく資源管理計画が、資源管理協定への移行完了に伴い、本指針を廃止する旨を追記（改正された国の指針との整合を図るもの）

○今後のスケジュール

- (1) R3. 6月24日 有明海区漁業調整委員会へ変更内容の協議
- (2) R3. 7月 日 豊前海区漁業調整委員会へ変更内容の協議
- (3) R2. 8月 水産庁へ協議、指針変更

○別紙について

- |     |               |
|-----|---------------|
| 別紙1 | 指針変更協議依頼文（案）  |
| 別紙2 | 資源管理指針変更新旧対照表 |





3水第1068号-2  
令和3年6月21日

筑前海区漁業調整委員会会長  
富重 信一 様

福岡県農林水産部水産局水産振興課  
(漁船漁業係)



福岡県資源管理指針の一部改正について（協議）

標記のことについて、別紙のとおり改正したいので、資源管理指針・資源管理計画作成要領（平成23年3月29日付け22水管第2354号水産庁長官通知）第2の3の（4）の規定に基づき協議します。







<p>(22ページ)</p>	<p>第4 その他</p> <p>(1) 履行確認等について (略)</p> <p>(2) その他 (略)</p>	<p>第4 その他</p> <p>(1) 履行確認等について (略)</p> <p>(2) その他 (略)</p>
<p>(追加)</p>	<p>(3) <u>福岡県資源管理指針の廃止について</u>  <u>本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協</u>  <u>定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、</u>  <u>これに伴い、本指針を廃止する。</u></p>	<p>第4 その他</p> <p>(1) 履行確認等について (略)</p> <p>(2) その他 (略)</p>

## 新旧对照表（全体版）





福岡県資源管理指針新旧対照表（下線部：変更箇所）

位置	変更前
(1ページ)	福岡県資源管理指針 平成23年3月31日 制定 (平成23年8月25日 変更) (平成24年3月26日 変更) (平成26年1月15日 変更) (平成26年9月4日 変更) (平成27年2月24日 変更) (平成28年4月14日 変更) (平成28年9月2日 変更) (平成29年7月18日 変更) (平成30年4月25日 変更) (平成31年4月12日 変更) (令和2年3月27日 変更)
(追加)	福岡県資源管理指針 平成23年3月31日 制定 (平成23年8月25日 変更) (平成24年3月26日 変更) (平成26年1月15日 変更) (平成26年9月4日 変更) (平成27年2月24日 変更) (平成28年4月14日 変更) (平成28年9月2日 変更) (平成29年7月18日 変更) (平成30年4月25日 変更) (平成31年4月12日 変更) (令和2年3月27日 変更)

第1 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 漁業概観

本県は、九州北部に位置し、外海性の筑前海、内海性の豊前海、内湾性の有明海という特性の異なる3つの海域を有している

第1 福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 漁業概観

本県は、九州北部に位置し、外海性の筑前海、内海性の豊前海、内湾性の有明海という特性の異なる3つの海域を有している

(1 ページ)

る。  
 筑前海は、対馬海峡東水道の玄界灘、響灘に位置し、対馬暖流の影響を受ける海域である。沿岸域の岩礁地帯には藻場が形成されており、アワビ・サザエ等の定生性の水産資源が多く生息している。沖合域には、多くの天然礁が分布し、広域回遊性のマアジ・サバ類や、マダイ、イカ類等の好漁場が形成されている。漁業生産については、平成30年は生産量2.5万トン、生産額88億円と前年より豊漁であった。生産量を漁業種類別にみると中小型まき網漁業が26%、船びき網漁業が21%、つり漁業が10%と続き、これらの漁業で全体の6割程度を占める。その他さし網漁業、小型底びき網漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

図差し替え

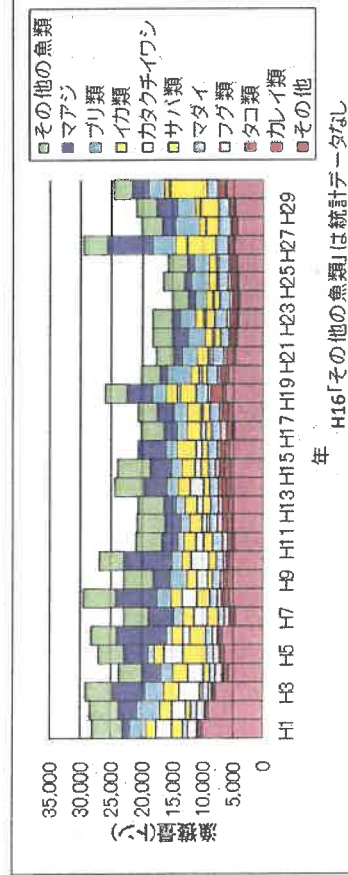


図1 筑前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

る。  
 筑前海は、対馬海峡東水道の玄界灘、響灘に位置し、対馬暖流の影響を受ける海域である。沿岸域の岩礁地帯には藻場が形成されており、アワビ・サザエ等の定生性の水産資源が多く生息している。沖合域には、多くの天然礁が分布し、広域回遊性のマアジ・サバ類や、マダイ、イカ類等の好漁場が形成されている。漁業生産については、平成29年は生産量2.1万トン、生産額82億円と前年並であった。生産量を漁業種類別にみると中小型まき網漁業が29%、船びき網漁業が23%、つり漁業が11%と続き、これらの漁業で全体の6割以上を占める。その他さし網漁業、小型底びき網漁業等の多種多様な漁業が営まれている。

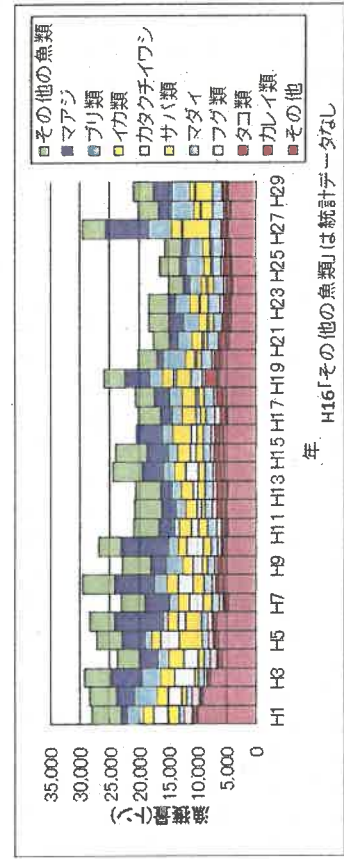


図1 筑前海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

<p>(2ページ)</p>	<p>有明海は、筑後川をはじめ多くの河川が流れ込む海域で、干満差が最大6 mに達し、干潮時には約 20km<sup>2</sup> の広大な干潟が出現する。全国有数のノリ養殖産地であるとともに、アサリ等の貝類資源が豊富である。漁業生産については、生産量 3.7～6.6千トン、生産額 12～24 億円前後で推移しているが、アサリ等の採貝漁業が中心であり、生産量は貝類資源の状態に大きく左右される。近年はクラゲの中国向き輸出需要が増大しており、平成 24 年からクラゲの大量発生があった際にはクラゲを含むその他の水産動物の占める割合が生産量の過半数を占めた。</p> <p>漁業種類別に見ると、平成 28 年に約 10 年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成 29 年の漁獲量は前年の 3 倍近くに達した。平成 30 年はさらに漁獲量が増加し、その影響で採貝漁業の占める割合が前年の 76%から 81%に増加、さし網漁業は 21%から 16%に減少した。なお、この 2 つの漁業種類で有明海の漁業全体の 97%を占める。</p>	<p>有明海は、筑後川をはじめ多くの河川が流れ込む海域で、干満差が最大6 mに達し、干潮時には約 20km<sup>2</sup> の広大な干潟が出現する。全国有数のノリ養殖産地であるとともに、アサリ等の貝類資源が豊富である。漁業生産については、生産量 3.7～6.6千トン、生産額 12～24 億円前後で推移しているが、アサリ等の採貝漁業が中心であり、生産量は貝類資源の状態に大きく左右される。近年はクラゲの中国向き輸出需要が増大しており、平成 24 年からクラゲの大量発生があった際にはクラゲを含むその他の水産動物の占める割合が生産量の過半数を占めた。</p> <p>漁業種類別に見ると、平成 28 年に約 10 年ぶりの大量発生が認められたアサリの漁獲量が急激に増加し、平成 29 年の漁獲量は前年の 3 倍近くに達した。その影響で採貝漁業の占める割合が前年の 61%から 76%に増加、さし網漁業は 37%から 21%に減少した。なお、この 2 つの漁業種類で有明海の漁業全体の 97%を占める。</p>
---------------	---	--

(2ページ)

図差し替え

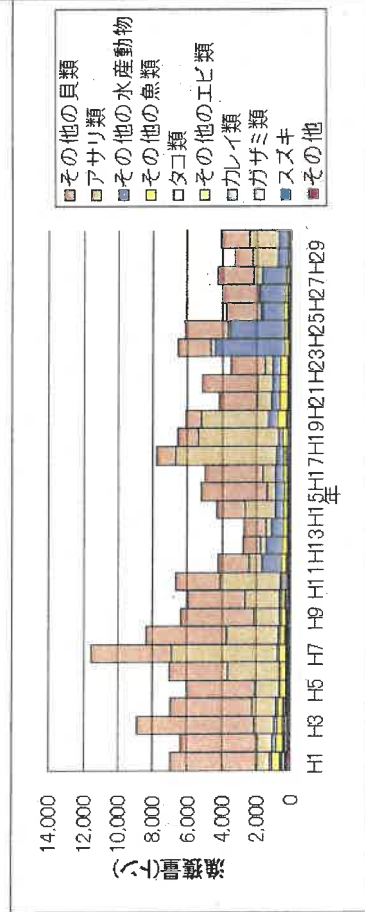


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シヤコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成30年は生産量1.3千トン、生産額12.0億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。

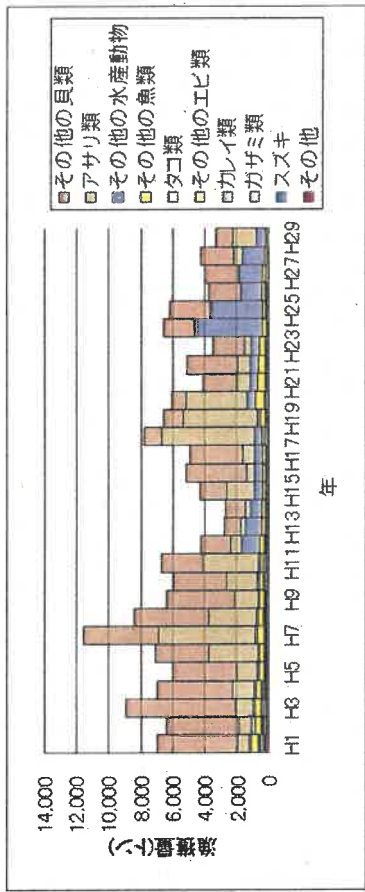


図2 有明海の沿岸漁業魚種別漁獲量の推移

豊前海は、瀬戸内海最西部の周防灘に位置する海域で、水深は15mより浅く、底質は泥又は砂泥である。カレイ類、ガザミ、エビ類、シヤコ等の好漁場となっている。漁業生産は年々減少しており、平成29年は生産量1.4千トン、生産額14.6億円となっている。漁業種類別にみると小型底びき網漁業が45%、かご漁業が17%と続き、これらの漁業で全体の6割を占める。その他さし網漁業、小型定置網漁業等の漁業が営まれている。



<p>(3 ページ)</p>	<p>海では各種漁業種類におけるトラフグ、マダイ、ヒラメ等の小型魚再放流を中心とした取組、豊前海では小型底びき網漁業を中心としたカレイ類、シヤコ等の小型魚再放流の取組、有明海ではタイラギを対象とした保護区の設定や休漁等の取組が行われてきた。</p> <p>さらに平成8年からはTAC制度の下で、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成14年からは資源回復計画制度の下で、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ）資源回復計画（平成16年11月19日公表）」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画（平成17年4月15日公表）」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画（平成19年6月5日公表）」、「有明海ガザミ資源回復計画（平成20年3月28日公表）」に基づき、小型魚及び産卵親魚の保護、休漁期間の設定、漁具の制限等の資源管理に取り組んできた。</p> <p>また平成29年4月にクロマグロが新たに漁獲量管理対象魚種として政令指定を受けたことから、平成30年7月よりクロマグロについてもTAC制度による数量管理が実施されている。</p>	<p>海では各種漁業種類におけるトラフグ、マダイ、ヒラメ等の小型魚再放流を中心とした取組、豊前海では小型底びき網漁業を中心としたカレイ類、シヤコ等の小型魚再放流の取組、有明海ではタイラギを対象とした保護区の設定や休漁等の取組が行われてきた。</p> <p>さらに平成8年からはTAC制度の下で、マアジ、サバ類、マイワシ、スルメイカを対象とした漁獲量管理を、平成14年からは資源回復計画制度の下で、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画（平成14年4月12日公表）」、「周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ）資源回復計画（平成16年11月19日公表）」、「九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画（平成17年4月15日公表）」、「福岡湾口域イカナゴ資源回復計画（平成19年6月5日公表）」、「有明海ガザミ資源回復計画（平成20年3月28日公表）」に基づき、小型魚及び産卵親魚の保護、休漁期間の設定、漁具の制限等の資源管理に取り組んできた。</p> <p>また平成29年4月にクロマグロが新たに漁獲量管理対象魚種として政令指定を受けたことから、平成30年7月よりクロマグロについてもTAC制度による数量管理が実施されている。</p>
	<p><b>3. 資源管理の方向性</b></p> <p>本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、こ</p>	<p><b>3. 資源管理の方向性</b></p> <p>本県では、漁業調整規則等で規定されている採捕禁止期間や体長制限等の公的資源管理措置の遵守を徹底するとともに、こ</p>

<p>(3 ページ)</p>	<p>れままで取り組んでいる、TAC 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を積極的に促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。</p> <p>なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものに ついては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。</p>	<p>れままで取り組んでいる、TAC 管理や資源回復計画に基づく取組も含め、本指針に基づき漁業者の自主的な資源管理の取組を積極的に促進することにより、水産資源の維持・回復を推進する。</p> <p>なお、本指針における公的資源管理措置とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すものとするが、公的管理措置であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成 14 年 3 月閣議決定）に基づく取組の開始された平成 14 年度以降にこれら公的管理措置に移行したものに ついては、本指針においては、自主的取組とみなし、取り扱うものとする。</p>
<p>(4 ページ)</p>	<p>第 2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向</p> <p>【筑前海区】</p> <p>【魚種別資源管理】</p> <p>1. マダイ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>マダイは、主に 1 歳ごろち網漁業（許可）、2 歳ごろち網漁業（許可）で漁獲されている。</p>	<p>第 2 海洋生物資源毎の動向及び管理の方向</p> <p>【筑前海区】</p> <p>【魚種別資源管理】</p> <p>1. マダイ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>マダイは、主に 1 歳ごろち網漁業（許可）、2 歳ごろち網漁業（許可）で漁獲されている。</p>

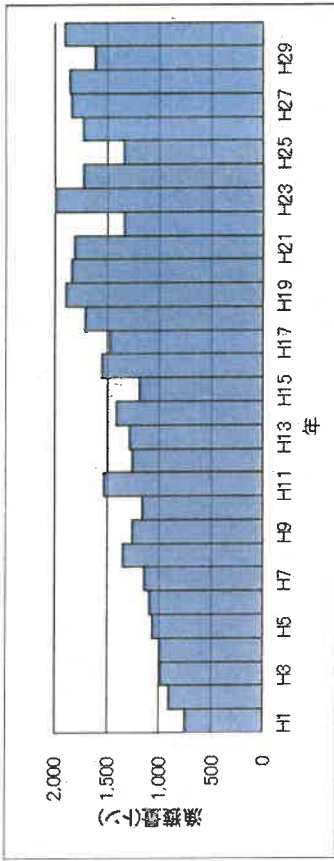


図5 筑前海区マダイ漁獲量の推移

近年の漁獲量は1,300～2,000トンで推移しており、年変動はあるものの横ばいで、資源も比較的高位水準であると推測される。

(2) 資源管理目標

資源の高位水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

1 そろごち網漁業：

資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限

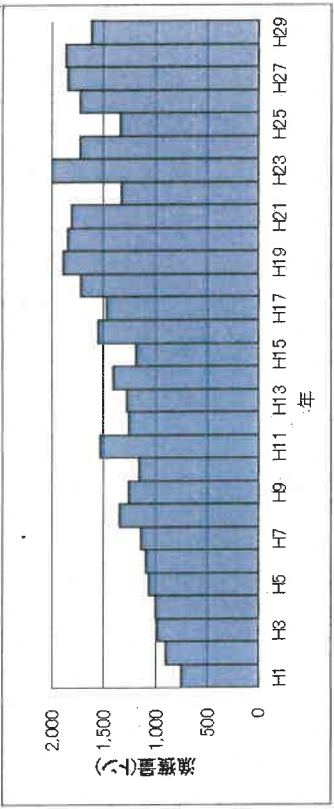


図5 筑前海区マダイ漁獲量の推移

近年の漁獲量は1,300～2,000トンで推移しており、年変動はあるものの横ばいで、資源も比較的高位水準であると推測される。

(2) 資源管理目標

資源の高位水準を維持することを目標とする。

(3) 資源管理措置

1 そろごち網漁業：

資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限



<p>(4 ページ)</p>	<p>(小型魚再放流) 等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p> <p>2 そろごち網漁業： 資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限(小型魚再放流)の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p>	<p>(小型魚再放流) 等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p> <p>2 そろごち網漁業： 資源の高位水準を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、これまで取り組んできた漁獲物制限(小型魚再放流)の措置についても引き続き取り組み、資源の維持に努める必要がある。</p>
<p>(5 ページ)</p>	<p>2. トラフグ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>トラフグは、主としてとらふぐはえ縄漁業(承認・届出制※)で漁獲されている。漁獲量は、平成7年に208トンあったものが、21年には30トンまで減少し、その後、福岡県の漁獲量は横ばいであるが、水産庁の資源評価によると東シナ海・日本海・瀬戸内海系群のトラフグ資源量は低位水準で減少傾向にあると推定されている。</p>	<p>2. トラフグ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>トラフグは、主としてとらふぐはえ縄漁業(承認・届出制※)で漁獲されている。漁獲量は、平成7年に208トンあったものが、21年には30トンまで減少し、その後、福岡県の漁獲量は横ばいであるが、水産庁の資源評価によると東シナ海・日本海・瀬戸内海系群のトラフグ資源量は低位水準で減少傾向にあると推定されている。</p>

(5ページ)  
図差し替え

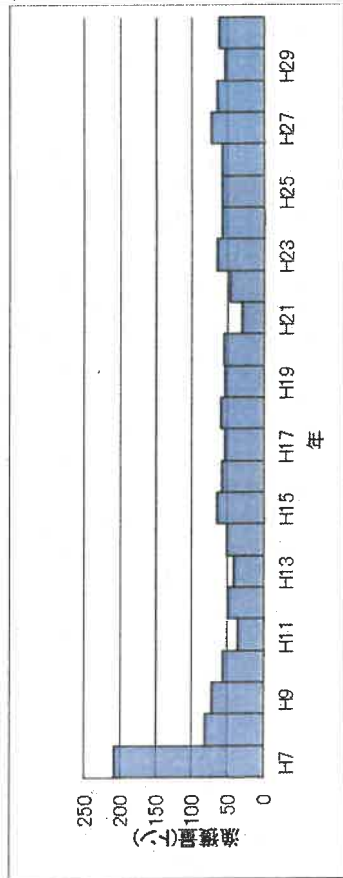


図6 筑前海区トラフグ漁獲量の推移

※九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画における漁獲努力量抑制措置として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により自由漁業から承認・届出漁業へ移行。

(2) 資源管理目標

資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。

(3) 資源管理措置

とらぐはえ縄漁業：

低位水準、減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた下記措置に、引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

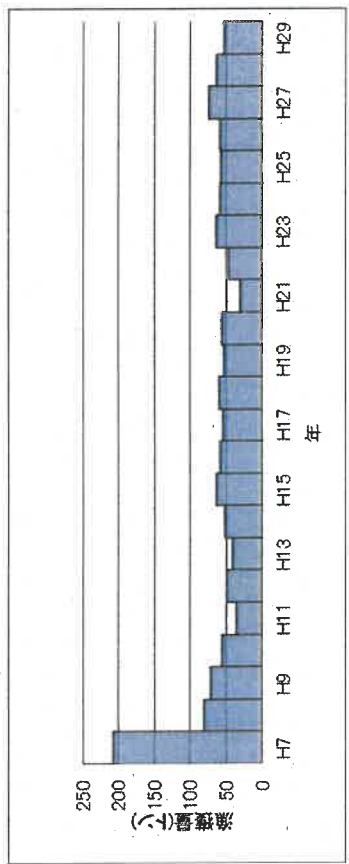


図6 筑前海区トラフグ漁獲量の推移

※九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画における漁獲努力量抑制措置として、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により自由漁業から承認・届出漁業へ移行。

(2) 資源管理目標

資源が低位水準、減少傾向にあることから、今後この状況を回復基調に転じさせることを目標とする。

(3) 資源管理措置

とらぐはえ縄漁業：

低位水準、減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた下記措置に、引き続き重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(5 ページ)

また、上記の措置のほか、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた、小型魚の再放流・種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

(6 ページ)

### 3. イカ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

イカ類については、いか釣り漁業（自由、許可）で漁獲されるケンサキイカ・ヤリイカ等と、いかかご漁業（許可）で漁獲されるコウイカ類が含まれる。漁獲量は年による変動が大きい。近年は減少傾向であり、平成30年の漁獲量は959トンと前年に引き続き1,000トンを下回った。

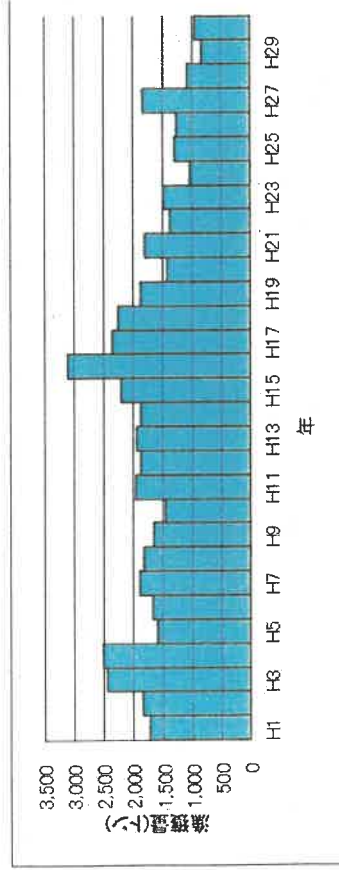


図7 筑前海区イカ類漁獲量の推移

#### (2) 資源管理目標

近年漁獲量が減少傾向であることから、今後この状況を回復

また、上記の措置のほか、九州・山口北西海域トラフグ資源回復計画で取り組んできた、小型魚の再放流・種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

### 3. イカ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

イカ類については、いか釣り漁業（自由、許可）で漁獲されるケンサキイカ・ヤリイカ等と、いかかご漁業（許可）で漁獲されるコウイカ類が含まれる。漁獲量は年による変動が大きい。近年は減少傾向であり、平成29年の漁獲量は842トンと初めて1,000トンを下回った。

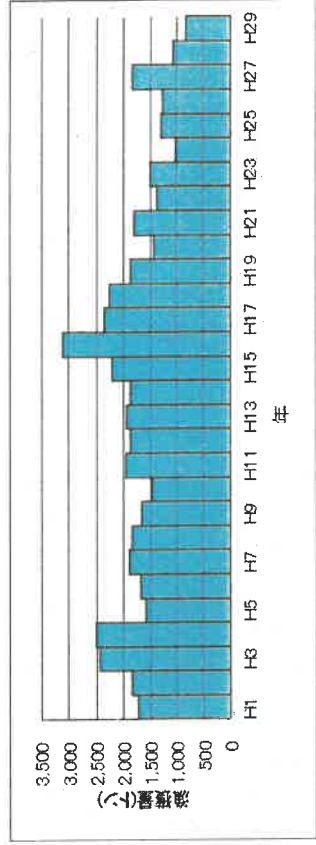


図7 筑前海区イカ類漁獲量の推移

#### (2) 資源管理目標

近年漁獲量が減少傾向であることから、今後この状況を回復

(6ページ)	<p>傾向に転じさせることを目的とする。</p> <p>(3) 資源管理措置 いか釣り漁業： 減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、光力上限制限、産卵保護区域の設定や操業時間の制限等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> <p>なお、他道府県海域で操業するものについては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。</p>	<p>傾向に転じさせることを目的とする。</p> <p>(3) 資源管理措置 いか釣り漁業： 減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記措置のほか、光力上限制限、産卵保護区域の設定や操業時間の制限等の措置についても取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p> <p>なお、他道府県海域で操業するものについては、自県海域同様、当該海域における公的資源管理措置を遵守するとともに、資源の維持増大のための措置についても取り組む必要がある。</p>
	<p>いかかご漁業： 減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>	<p>いかかご漁業： 減少傾向にある漁獲量を回復させるため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p>

(7ページ)

#### 4. アワビ

##### (1) 資源及び漁獲の状況

アワビについては、主として素潜り漁業（漁業権）、潜水器漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、平成2年に284トンあったが、29年には39トンまで減少したが、30年は65トンに回復した。

図差し替え

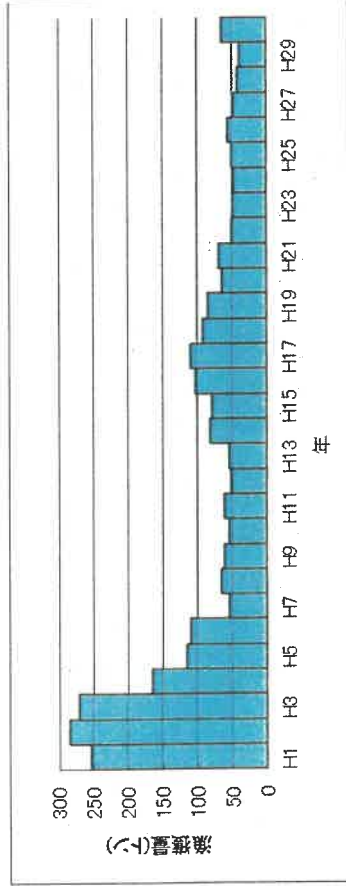


図8 筑前海区アワビ漁獲量の推移

##### (2) 資源管理目標

資源が低位水準にあることから、今後この状況を回復させることを目標とする。

##### (3) 資源管理措置

素潜り漁業

#### 4. アワビ

##### (1) 資源及び漁獲の状況

アワビについては、主として素潜り漁業（漁業権）、潜水器漁業（許可）で漁獲されている。漁獲量は、平成4年に165トンあったが、29年には39トンまで減少しており、資源も低位水準にあると推測される。

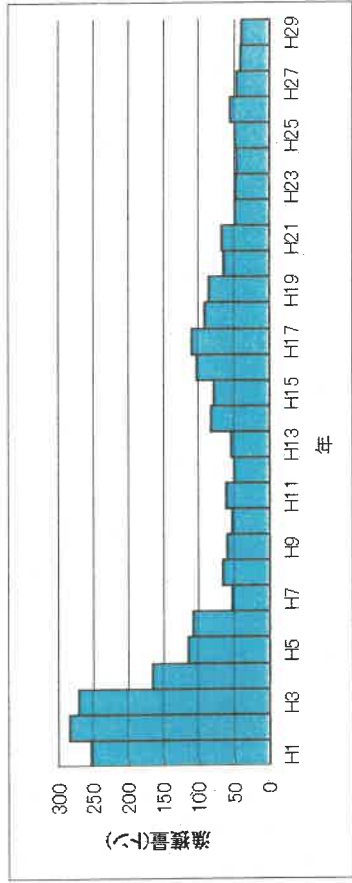


図8 筑前海区アワビ漁獲量の推移

##### (2) 資源管理目標

資源が低位水準にあることから、今後この状況を回復させることを目標とする。

##### (3) 資源管理措置

素潜り漁業

(7 ページ)	<p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p>	<p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p>
(7 ページ)	<p><b>潜水器漁業：</b></p> <p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p>	<p><b>潜水器漁業：</b></p> <p>低位水準にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁</p> <p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲量制限、保護区域の設定、輪番制等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。</p>
(8 ページ)	<p><b>5. ハマグリ</b></p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>ハマグリについては、主として手掘りで漁獲されている。平成 10 年の漁獲量は 8 トン、その後、7～15 トンで安定的に推</p>	<p><b>5. ハマグリ</b></p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>ハマグリについては、主として手掘りで漁獲されている。平成 10 年の漁獲量は 8 トン、その後、7～15 トンで安定的に推</p>

(8 ページ)

移している。資源量調査を開始した平成17年の資源量は182トンであったが、26年には406トンまで回復したものの、30年は258トンであり、近年は減少傾向にある。

(2) 資源管理目標

資源量の現状維持を目標とする。

図差し替え

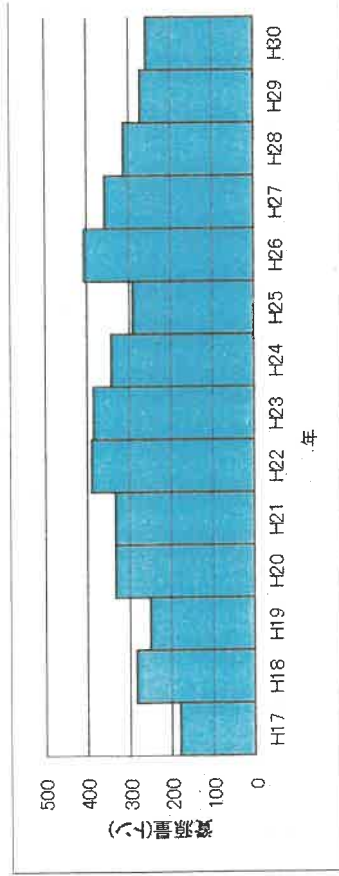


図9 筑前海区ハマグリ資源量の推移

(3) 資源管理措置

近年資源量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲殻長制限
- 漁獲量制限

移している。資源量調査を開始した平成17年の資源量は182トンであったが、平成29年度は272トンであり、近年は概ね300～400トンで推移している。

(2) 資源管理目標

資源量の現状維持を目標とする。

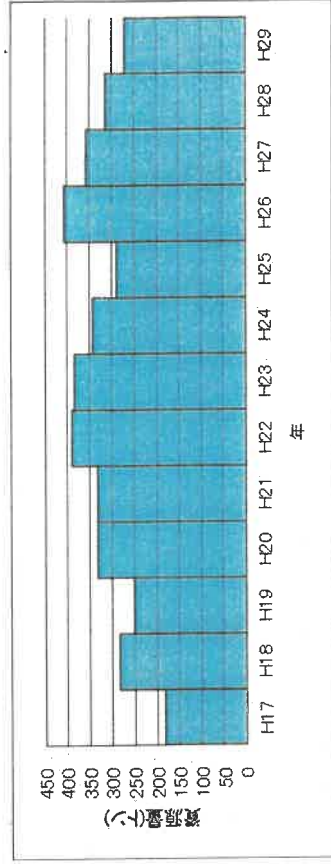


図9 筑前海区ハマグリ資源量の推移

(3) 資源管理措置

近年資源量が安定して推移しており、今後ともこの状況を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置に重点的に取り組む必要がある。

- 漁獲殻長制限
- 漁獲量制限

(8ページ)	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁場の輪採制、密漁監視等の措置についても引き続き取り組むものとする。</p>	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁場の輪採制、密漁監視等の措置についても引き続き取り組むものとする。</p>
(9ページ)	<p>6. クロマグロ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>北太平洋まぐろ類国際科学委員会によれば、当県漁業者が漁獲するクロマグロが含まれる太平洋クロマグロの資源状況は、平成8年から続く減少傾向に歯止めがかかり、平成22年以降ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたもの、平成26年の親魚資源量は2.1万トンと、依然として歴史的最低水準であり、資源水準は低位、動向は減少と推定されている。</p> <p>本県においてクロマグロは、主としてひき縄漁業、つり漁業で漁獲されているが、他にまき網漁業やえ縄漁業、定置網漁業などでも混獲される。クロマグロの漁獲量は年による変動が大きく、平成20年の漁獲量が248.7トンと突出しているが、その他の年は4～52トンと低位で推移している。</p>	<p>6. クロマグロ</p> <p>(1) 資源及び漁獲の状況</p> <p>北太平洋まぐろ類国際科学委員会によれば、当県漁業者が漁獲するクロマグロが含まれる太平洋クロマグロの資源状況は、平成8年から続く減少傾向に歯止めがかかり、平成22年以降ゆっくりと回復傾向にあることが確認されたもの、平成26年の親魚資源量は2.1万トンと、依然として歴史的最低水準であり、資源水準は低位、動向は減少と推定されている。</p> <p>本県においてクロマグロは、主としてひき縄漁業、つり漁業で漁獲されているが、他にまき網漁業やえ縄漁業、定置網漁業などでも混獲される。クロマグロの漁獲量は年による変動が大きく、平成20年の漁獲量が248.7トンと突出しているが、その他の年は4～52トンと低位で推移している。</p>



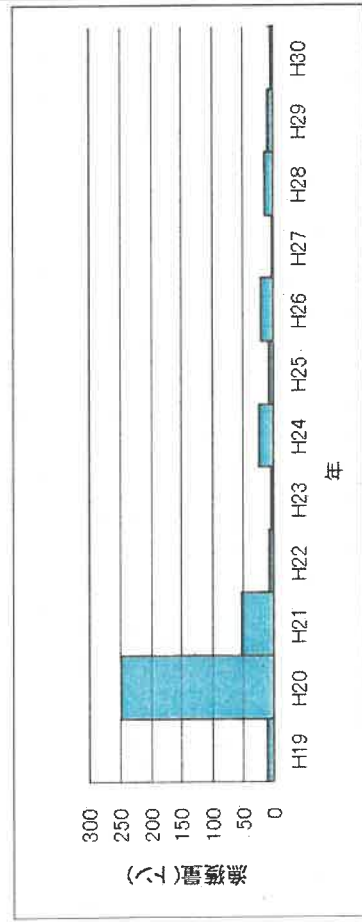


図10 筑前海区クロマグロ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能性を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育ててから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期(5～10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにすると考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

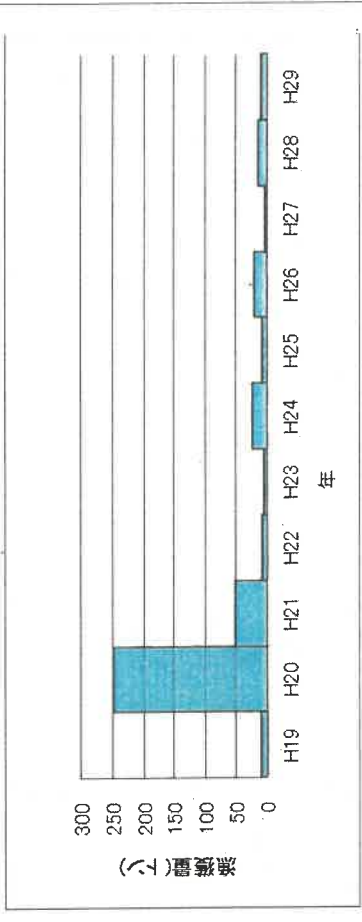


図10 筑前海区クロマグロ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

国は、クロマグロを30キログラム未満の小型魚(以下、「小型魚」という。)と30キログラム以上の大型魚に分けて管理し、それぞれ漁獲可能性を設定する数量管理を実施している。また小型魚の漁獲を抑制、削減し、大きく育ててから漁獲することにより、本種の資源管理を推進すること、また、資源変動の大きい本種の親魚資源量が中長期(5～10年)に適切な変動の範囲内に維持され、これまでの最低水準を下回らないようにすると考え方を平成22年に公表している。

また、我が国周辺を含む中西部太平洋水域を管轄する中西部太平洋まぐろ類委員会においては暫定目標としてクロマグロの親魚資源量を令和6年までに少なくとも60%の確率で歴史的中間値(約4.1万トン)まで回復させることとしている。

<p>(9 ページ)</p>	<p>(3) 資源管理措置</p> <p><b>漁船漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>	<p>(3) 資源管理措置</p> <p><b>漁船漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>
<p>(10 ページ)</p>	<p>(3) 資源管理措置</p> <p><b>漁船漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>	<p>(3) 資源管理措置</p> <p><b>漁船漁業</b></p> <p>低位である資源水準を回復させるため、当該漁業においては福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画等の公的措置を遵守するとともに、自主的措置として、以下の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁(強度資源管理※)</li> <li>○漁獲量の上限設定(強度資源管理※)</li> <li>○再放流(強度資源管理※)</li> </ul> <p>※福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に記載され、自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p>

(10 ページ)

また、上記の措置の他、クログロの漁獲状況を適時的確に把握するための漁獲モニタリングを実施する。

(11 ページ)

### 7. タコ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

タコ類については、たこつぼ漁業（漁業権、許可）、雑魚かご漁業（漁業権、許可）、小型機船底びき網漁業で漁獲されるマダコ、テナガダコ、イイダコ等が含まれる。漁獲量は、平成2年に209トンであったが平成8年から徐々に増加した。特異的に1,978トンの漁獲があった平成19年を除くと、近年はおおよそ800～1,100トンで推移し、高位横ばいの傾向であると推測される。

図差し替え

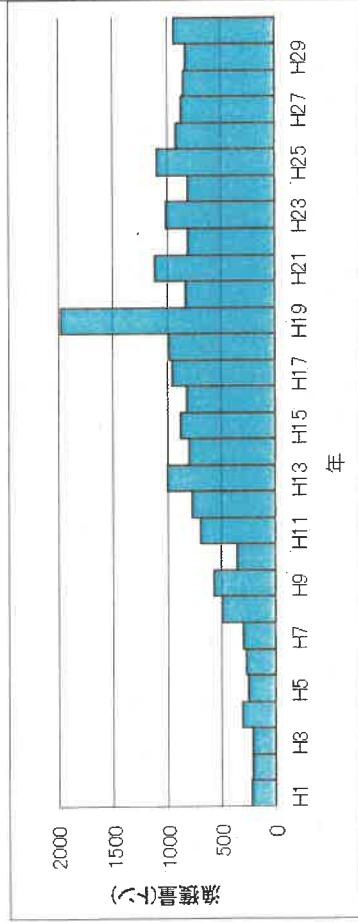


図 1.1 筑前海区タコ類漁獲量の推移

また、上記の措置の他、クログロの漁獲状況を適時的確に把握するための漁獲モニタリングを実施する。

### 7. タコ類

#### (1) 資源及び漁獲の状況

タコ類については、たこつぼ漁業（漁業権、許可）、雑魚かご漁業（漁業権、許可）、小型機船底びき網漁業で漁獲されるマダコ、テナガダコ、イイダコ等が含まれる。漁獲量は、平成2年に209トンであったが平成8年から徐々に増加した。特異的に1,978トンの漁獲があった平成19年を除くと、近年はおおよそ800～1,100トンで推移し、高位横ばいの傾向であると推測される。

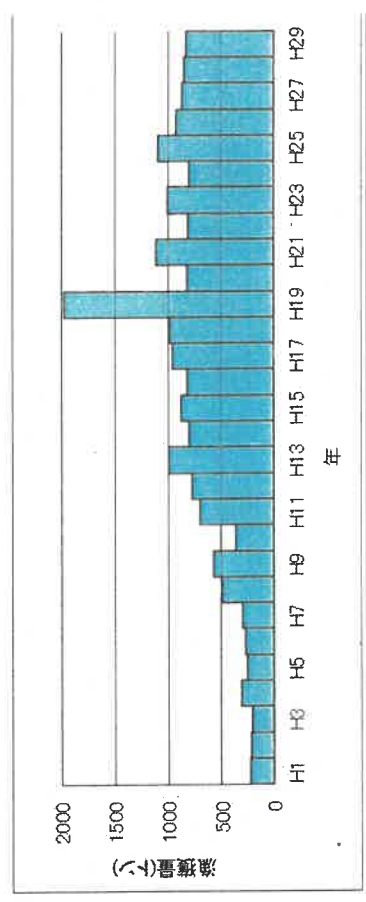


図 1.1 筑前海区タコ類漁獲量の推移

(11 ページ)	<p>(2) 資源管理目標 資源を維持することを目標とする。</p> <p>(3) 資源管理措置 たこつぼ漁業： 資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁</p> <p>雑魚かご漁業： 資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁</p> <p>小型機船底びき網漁業： 資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁</p>	<p>(2) 資源管理目標 資源を維持することを目標とする。</p> <p>(3) 資源管理措置 たこつぼ漁業： 資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁</p> <p>雑魚かご漁業： 資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、漁業権行使規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁</p> <p>小型機船底びき網漁業： 資源を維持するため、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁</p>
		資源管理推進のため、平成 28 年 5 月 27 日付筑前海区漁業調

(11 ページ)

整委委員会指示 175 号に位置づけられた、指定海域での体重 400g 未満のマダコの採捕禁止については、自主的措置として取り扱うこととする。

整委委員会指示 175 号に位置づけられた、指定海域での体重 400g 未満のマダコの採捕禁止については、自主的措置として取り扱うこととする。

(12 ページ)

【漁業種類別資源管理】

- 1. 中小型まき網漁業（あじ・さばまき網漁業及びかたくちいわしまき網漁業）

(1) 漁獲の状況

中小型まき網漁業のうち、あじ・さばまき網漁業はマアジ、マサバ、ゴマサバ等、かたくちいわしまき網漁業はいわし類を主な漁獲対象種とする。漁獲量は漁獲対象種の来遊状況により大きく変動するもの、平成 6 年に約 13,000 トンであったものが、平成 24 年は約 3,500 トンまで減少している。平成 27 年は主要な漁獲物であるマアジ、サバ類の来遊量が多かったため、漁獲量は約 7,500 トンと大幅に増加したが、平成 30 年には約 4,400 トンと減少しており、資源量は依然として不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組みが必要がある。

【漁業種類別資源管理】

- 1. 中小型まき網漁業（あじ・さばまき網漁業及びかたくちいわしまき網漁業）

(1) 漁獲の状況

中小型まき網漁業のうち、あじ・さばまき網漁業はマアジ、マサバ、ゴマサバ等、かたくちいわしまき網漁業はいわし類を主な漁獲対象種とする。漁獲量は漁獲対象種の来遊状況により大きく変動するもの、平成 6 年に約 13,000 トンであったものが、平成 24 年は約 3,500 トンまで減少している。平成 27 年は主要な漁獲物であるマアジ、サバ類の来遊量が多かったため、漁獲量は約 7,500 トンと大幅に増加したが、平成 29 年には約 4,600 トンと減少しており、資源量は依然として不安定である。当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組みが必要がある。

(12 ページ)  
図差し替え

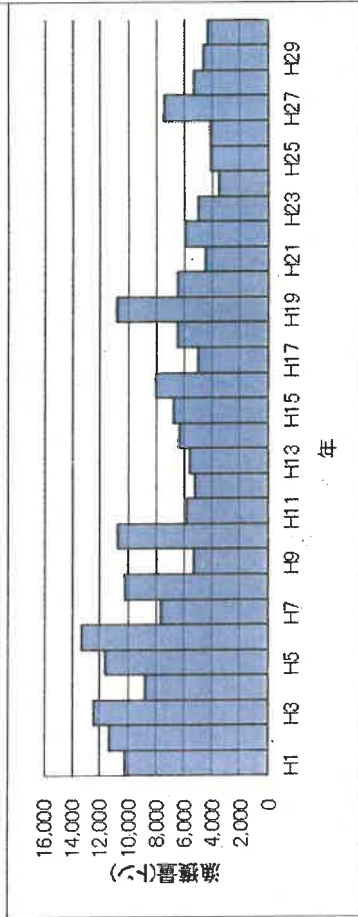


図 1 2 筑前海区中小型まき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(13 ページ)

2. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲量は平成元

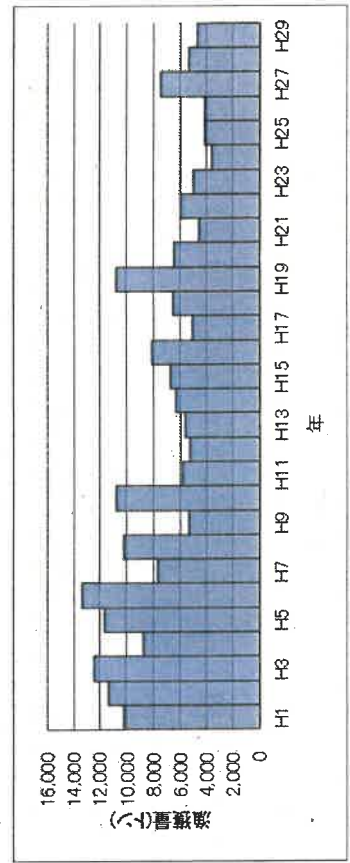


図 1 2 筑前海区中小型まき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

2. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）

(1) 漁獲の状況

小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業）は、カレイ類、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲量は平成元

(13 ページ)

年に約 3,400 トンであったものが、近年は 500 トン前後まで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

図差し替え

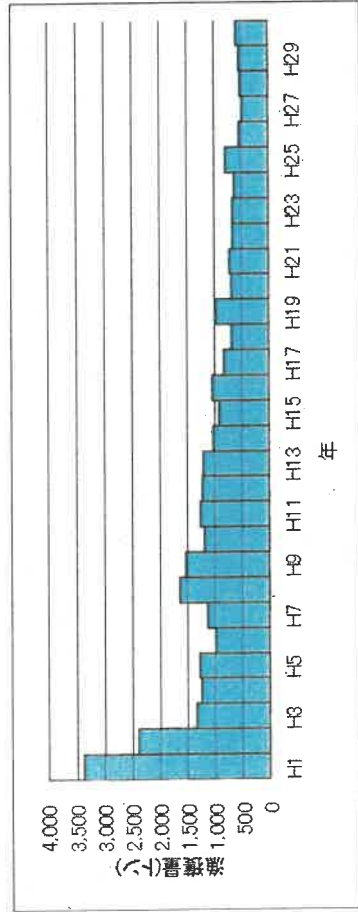


図 1 3 筑前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

資源の減少に歯止めをかけ、持続的に利用していくため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。

○休漁

年に約 3,400 トンであったものが、近年は 500 トン前後まで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

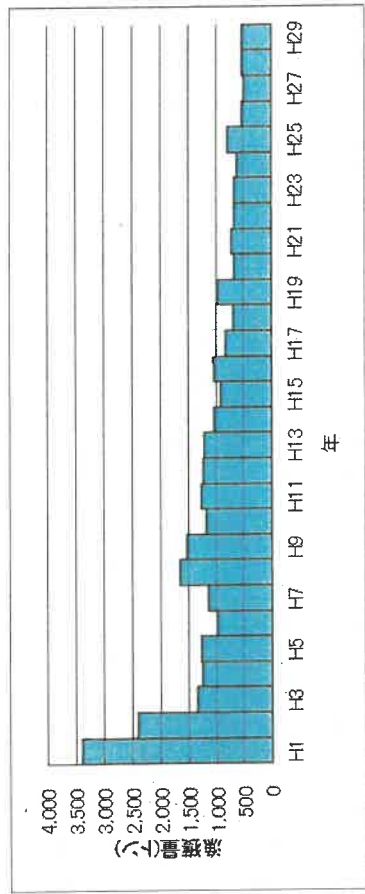


図 1 3 筑前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

資源の減少に歯止めをかけ、持続的に利用していくため、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。

○休漁

(13 ページ)	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ト ラフダ、ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り 組み、資源の維持を図る必要がある。</p>	<p>また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ト ラフダ、ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き取り 組み、資源の維持を図る必要がある。</p>
(14 ページ)	<p>3. さし網漁業  (1) 漁獲の状況  さし網漁業は、ヒラメ、カレイ類、サワラ、ブリ、キス等を  主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁  獲する。漁獲動向は概ね2,000～3,000 トンの漁獲があり比較的  安定していたが、平成20年以降は2,000 トンを下回り、近年は  やや減少傾向となっている。  当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に  漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は  困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要が  ある。</p>	<p>3. さし網漁業  (1) 漁獲の状況  さし網漁業は、ヒラメ、カレイ類、サワラ、ブリ、キス等を  主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁  獲する。漁獲動向は概ね2,000～3,000 トンの漁獲があり比較的  安定していたが、平成20年以降は2,000 トンを下回り、近年は  やや減少傾向となっている。  当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に  漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は  困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要が  ある。</p>



(14 ページ)  
図差し替え

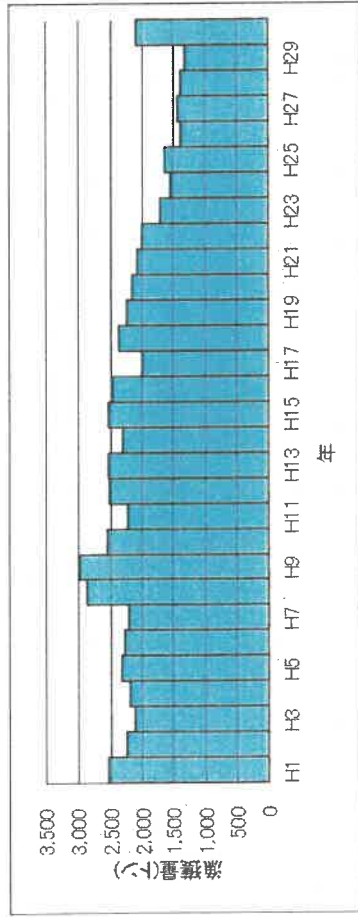


図 1 4 筑前海区さし網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き組み、資源の維持を図る必要がある。

(15 ページ)

4. つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業は、マアジ、サワラ、ブリ、イサキ等を主な漁獲対

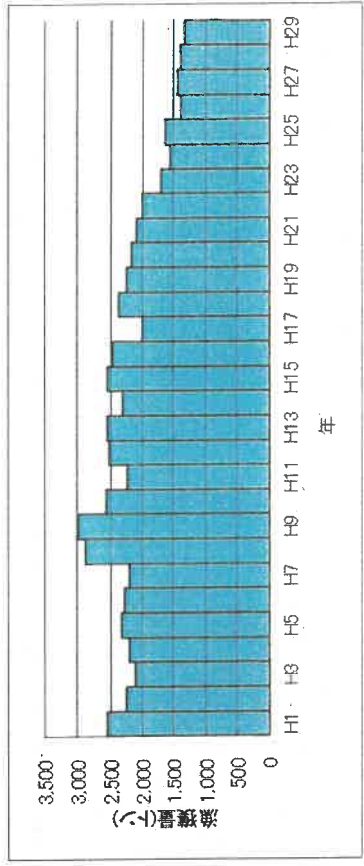


図 1 4 筑前海区さし網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある漁獲量を回復基調とするために漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

また、上記の措置の他、これまで実施してきた漁獲物制限（ヒラメ小型魚再放流）の措置についても引き続き組み、資源の維持を図る必要がある。

4. つり漁業

(1) 漁獲の状況

つり漁業は、マアジ、サワラ、ブリ、イサキ等を主な漁獲対

象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲動向は概ね 1,600 トンの漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁業の性格上、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

図差し替え

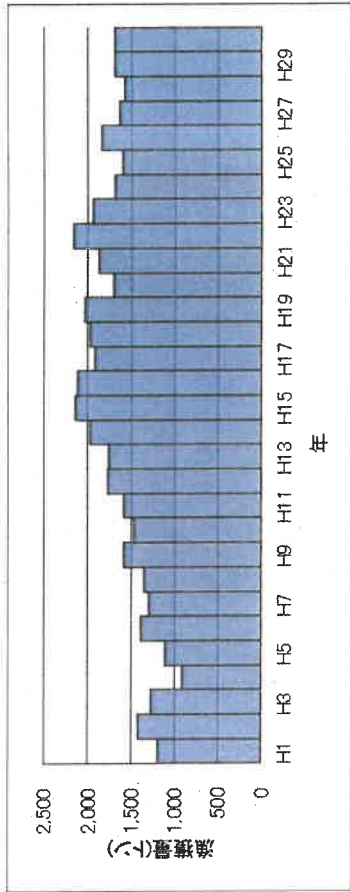


図 15 筑前海区釣り漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲動向は概ね 1,600 トンの漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁業の性格上、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。

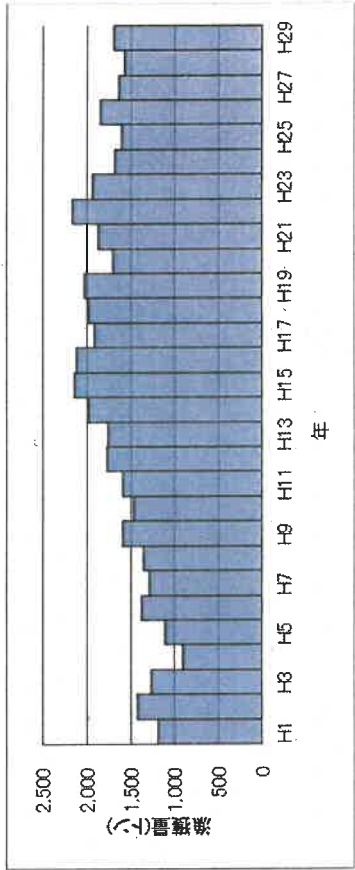


図 15 筑前海区釣り漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

(15 ページ)

また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(16 ページ)

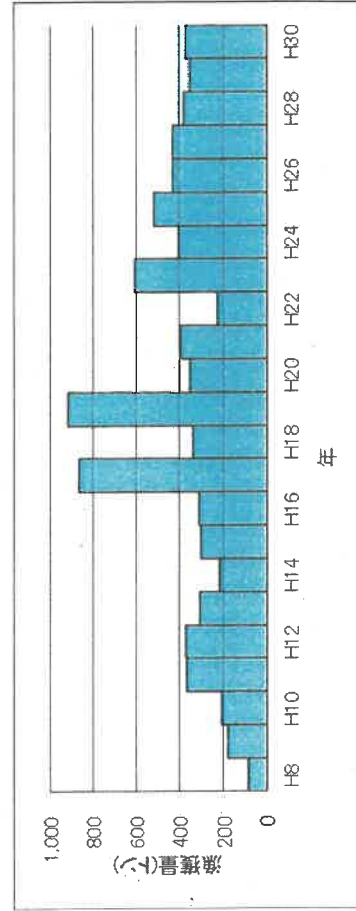
5. かが漁業（いかかごを除く）

(1) 漁獲の状況

かが漁業は、シロサバフグ、タコ類、アナゴ、カサゴ等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲量はおよそ 400 トン前後で推移しているが、過去には 1,000 トン近くの水揚げがあったこともあり、年変動が大きい。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

図差し替え



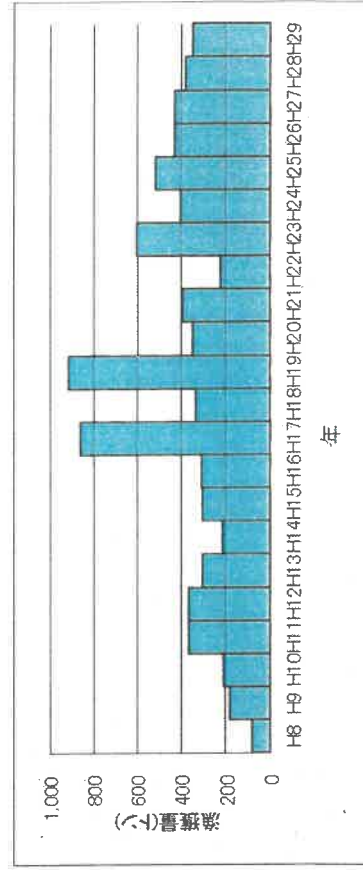
また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

5. かが漁業（いかかごを除く）

(1) 漁獲の状況

かが漁業は、シロサバフグ、タコ類、アナゴ、カサゴ等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて多種多様な魚種を漁獲する。近年の漁獲量はおよそ 400 トン前後で推移しているが、過去には 1,000 トン近くの水揚げがあったこともあり、年変動が大きい。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。



<p>(16 ページ)</p>	<p>図 1 6 筑前海区かご漁業漁獲量の推移</p> <p>(2) 資源管理措置 不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁 また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。</p>	<p>図 1 6 筑前海区かご漁業漁獲量の推移</p> <p>(2) 資源管理措置 不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。 ○休漁 また、上記の措置のほか、種苗放流等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。</p>
<p>(17 ページ)</p>	<p>6. しいら漬漁業 (1) 漁獲の状況 しいら漬漁業は、シイラを主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 30～90 前後トンで推移しているが、年による変動が大きく不安定である。 当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。</p>	<p>6. しいら漬漁業 (1) 漁獲の状況 しいら漬漁業は、シイラを主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 30～90 前後トンで推移しているが、年による変動が大きく不安定である。 当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。</p>

(17 ページ)  
図差し替え

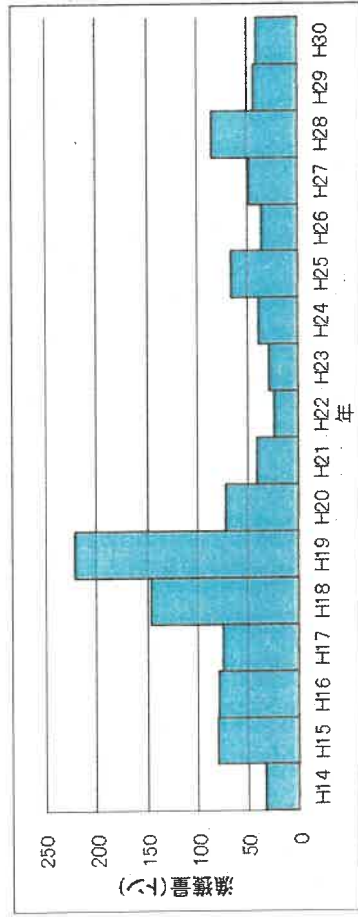


図 1-7 筑前海区しいら漬け漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

9. 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

小型定置網漁業は、マアジ、ブリ、イカ類等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 400～600 トン前後の漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁

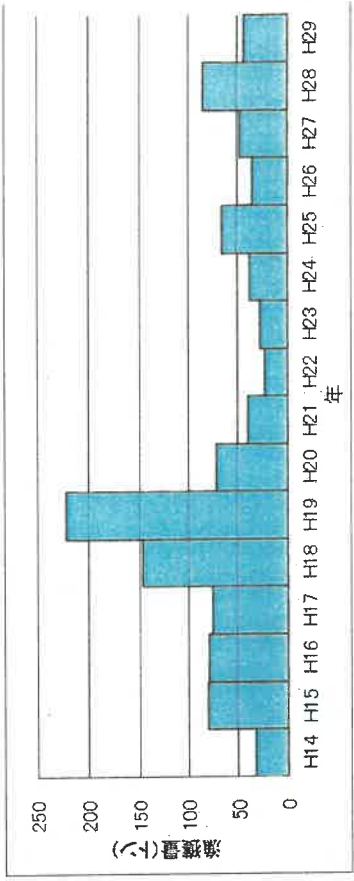


図 1-7 筑前海区しいら漬け漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

不安定な漁獲動向を安定させるために、漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

9. 小型定置網漁業

(1) 漁獲の状況

小型定置網漁業は、マアジ、ブリ、イカ類等を主な漁獲対象魚種とするが、漁況に応じて他の魚種も漁獲する。漁獲量は近年、およそ 400～600 トン前後の漁獲があり比較的安定している。

当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁

(18 ページ)

獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

図差し替え

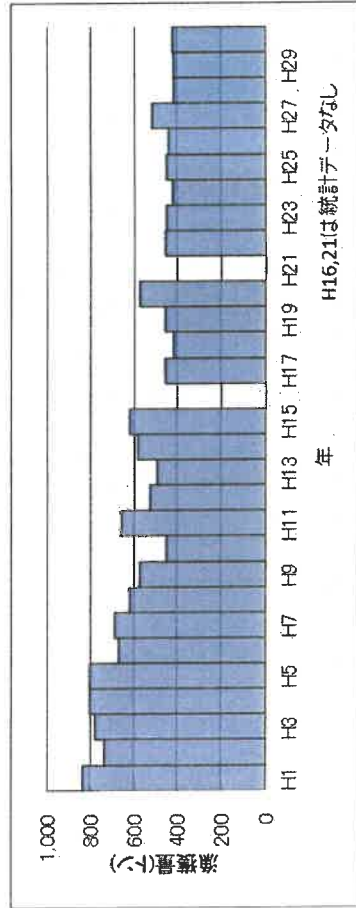


図 18 筑前海区小型定置網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

【豊前海区】

【魚種別資源管理】

1. サワラ

獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組み必要がある。

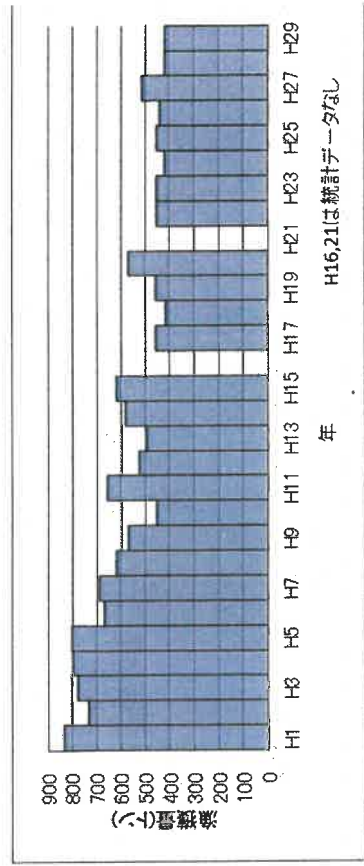


図 18 筑前海区小型定置網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

漁獲動向は安定しており、この状況を維持するために漁業調整規則を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。

○休漁

【豊前海区】

【魚種別資源管理】

1. サワラ

(19 ページ)

(1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、さわら流しとし網漁業（許可）で漁獲されている。豊前海区における漁獲量は少なく、サワラの来遊状況によって0～12トンで推移しているが、本県の漁獲による資源への影響は少ないと考えられる。また漁獲対象であるサワラ瀬戸内海系群の資源評価は低位ではあるが、近年はやや増加傾向にある。

図差し替え

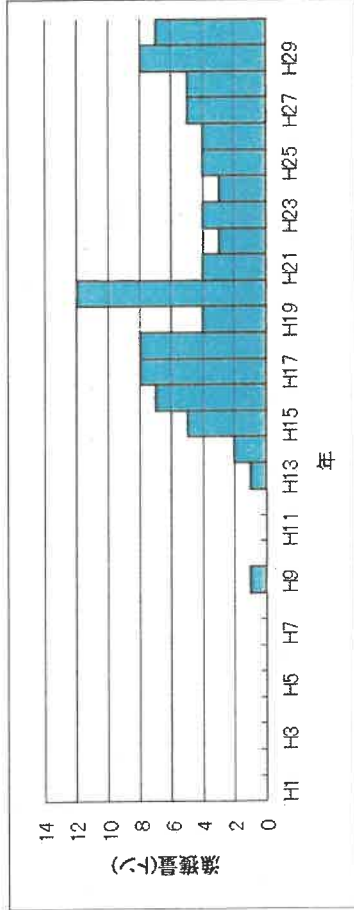


図 19 豊前海区サワラ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位であるため、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

(1) 資源及び漁獲の状況

サワラについては、さわら流しとし網漁業（許可）で漁獲されている。豊前海区における漁獲量は少なく、サワラの来遊状況によって0～12トンで推移しているが、本県の漁獲による資源への影響は少ないと考えられる。また漁獲対象であるサワラ瀬戸内海系群の資源評価は低位ではあるが、近年はやや増加傾向にある。

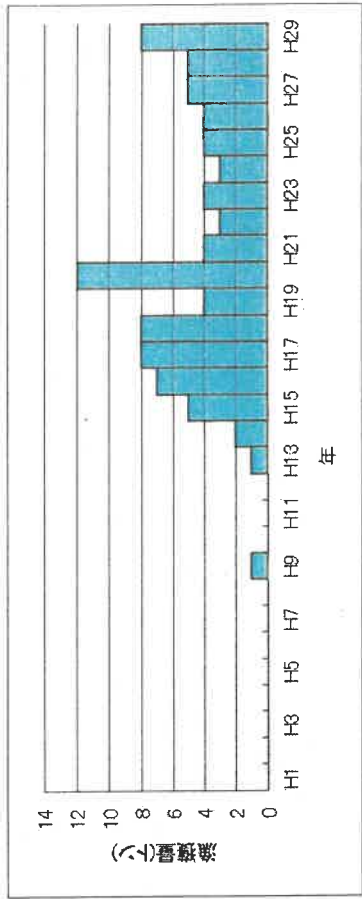


図 19 豊前海区サワラ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

サワラ瀬戸内海系群の資源水準は低位であるため、今後この状況を回復させることを目標とする。

(3) 資源管理措置

(19 ページ)	<p>さわら流し刺網：          低位である資源量を回復させるために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で取り組んできた下記の措置を引き続き重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁          ○漁具規制（網目規制）</p>	<p>さわら流し刺網：          低位である資源量を回復させるために、当該漁業においては漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、サワラ瀬戸内海系群資源回復計画で取り組んできた下記の措置を引き続き重点的に取り組む必要がある。</p> <p>○休漁          ○漁具規制（網目規制）</p>
(20 ページ)	<p><b>【漁業種類別資源管理】</b></p> <p>1. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）は、カレイ類、シヤコ、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲動向は平成3年に1,796トンであったものが、平成30年には592トンまで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。</p> <p>当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。</p>	<p><b>【漁業種類別資源管理】</b></p> <p>1. 小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）</p> <p>(1) 漁獲の状況</p> <p>小型機船底びき網漁業（手繰第2種えびこぎ網漁業及び手繰第3種けた網漁業）は、カレイ類、シヤコ、エビ類等を主な漁獲対象魚種とする。漁獲動向は平成3年に1,796トンであったものが、平成29年には603トンまで減少しており、資源も減少傾向にあると推測される。</p> <p>当該漁業については、漁法の特性上、特定の魚種を選択的に漁獲することは難しいため、特定魚種を対象とした資源管理は困難であり、漁業種として包括的に資源管理に取り組む必要がある。</p>



(20 ページ)  
図差し替え

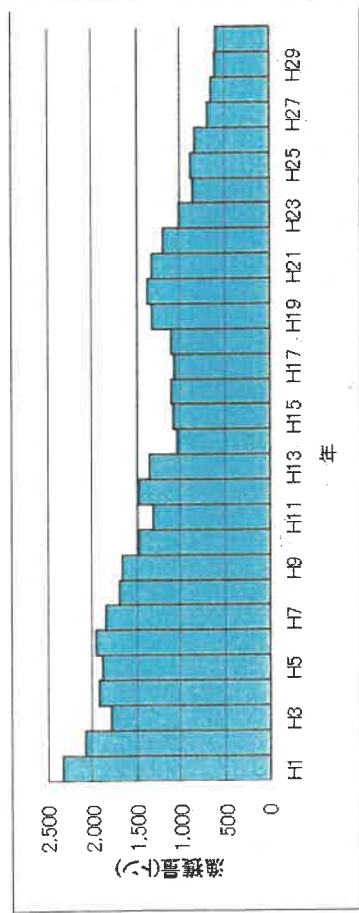


図 2.0 豊前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ）資源回復計画で取り組んできた漁獲物規制（小型魚、産卵親魚の再放流）等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

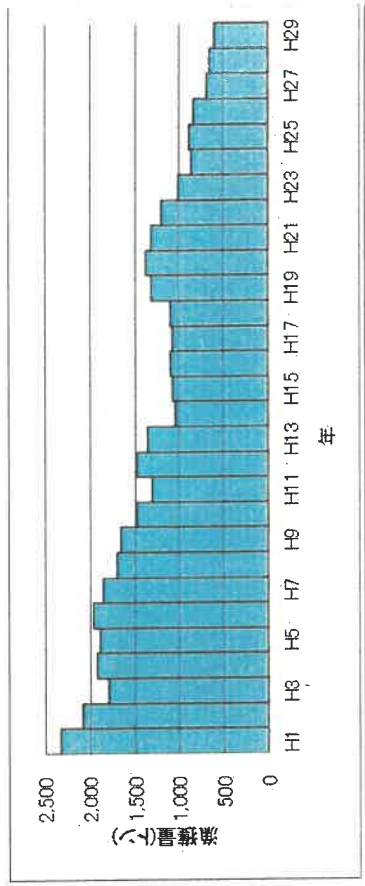


図 2.0 豊前海区小型機船底びき網漁業漁獲量の推移

(2) 資源管理措置

減少傾向にある資源量を回復させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、許可内容、制限又は条件を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組み必要がある。

○休漁

また、上記措置のほか、周防灘小型機船底びき網漁業対象種（カレイ類、クルマエビ、シヤコ、ガザミ）資源回復計画で取り組んできた漁獲物規制（小型魚、産卵親魚の再放流）等の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

【有明海区】

【魚種別資源管理】

1. ガザミ

(1) 資源及び漁獲の状況

ガザミについては、固定式さし網漁業（許可）、かご漁業（漁業権）で漁獲されている。漁獲量は平成4年には52トンであったが、その後減少を続けている。平成25年には一時的に増加したものの、長期的には低水準で推移しており、資源水準は低位で、不安定な状態にあると推測される。

図差し替え

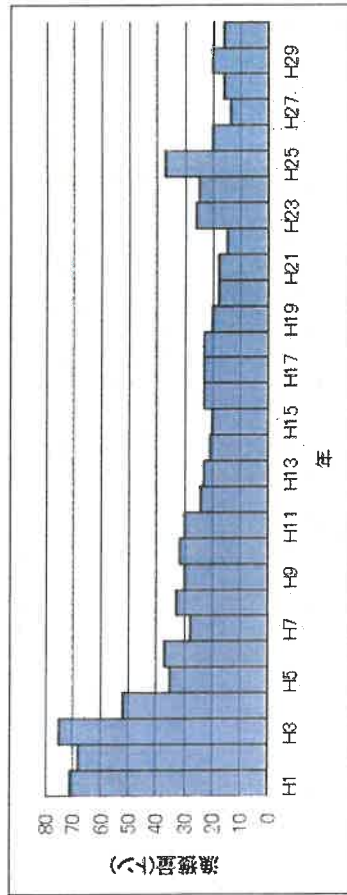


図 2-1 有明海区ガザミ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が不安定な状況にあることから、資源が増加傾向となることを目標とする。

【有明海区】

【魚種別資源管理】

1. ガザミ

(1) 資源及び漁獲の状況

ガザミについては、固定式さし網漁業（許可）、かご漁業（漁業権）で漁獲されている。漁獲量は平成4年には52トンであったが、その後減少を続けている。平成25年には一時的に増加したものの、長期的には低水準で推移しており、資源水準は低位で、不安定な状態にあると推測される。

図差し替え

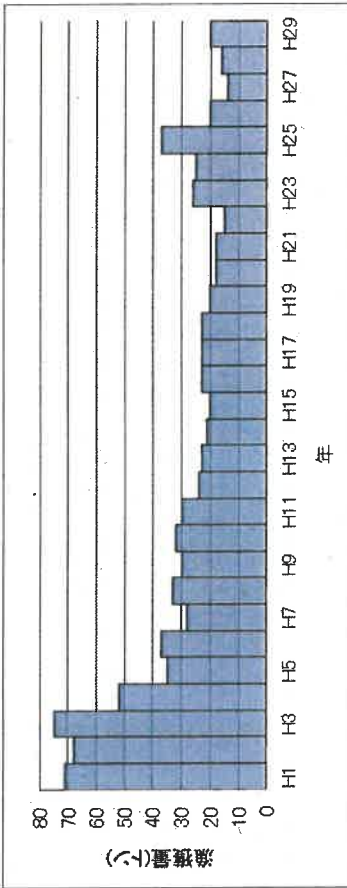


図 2-1 有明海区ガザミ漁獲量の推移

(2) 資源管理目標

近年漁獲量が不安定な状況にあることから、資源が増加傾向となることを目標とする。

(21 ページ)	<p>(3) 資源管理措置 固定式さし網漁業： 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> <p>かご漁業： 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公</p>	<p>(3) 資源管理措置 固定式さし網漁業： 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公的措置へ移行するものを含む</p> <p>かご漁業： 資源を増加させるために、当該漁業においては、漁業調整規則、漁業権行使規則、有明海における広域漁業調整委員会指示等の公的措置を遵守するほか、自主的措置として、下記の措置を重点的に取り組む必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○休漁</li> <li>○抱卵ガザミの保護(※)</li> <li>○小型ガザミ、軟甲ガザミの再放流(※)</li> </ul> <p>※有明海ガザミ広域資源管理方針により自主的措置から公</p>
第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針		第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に合った適切な資源管理の推進を図ることとする。

① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。

② 評価・検証については、外部有識者 (漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など) が参加する資源管理協議会が実施する。

③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。

④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

#### 第4 その他

(1) 履行確認等について

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画 (Plan)、実施 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に合った適切な資源管理の推進を図ることとする。

① 策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。

② 評価・検証については、外部有識者 (漁業や資源管理についての専門的知識を有する者など) が参加する資源管理協議会が実施する。

③ 指標は、対象魚種の資源量やCPUEの経年的な動向を基本とし、現時点で資源量やCPUEの把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備に努めるものとする。

④ 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

#### 第4 その他

(1) 履行確認等について

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならぬ。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(2) その他

漁業者の自主的取組と併せて、栽培漁業及び漁場整備等による資源の積極的な培養、漁場環境の改善等を推進していくことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。

なお、本指針に記載のない漁業種類については、資源管理の取り組みに関する漁業者との協議が整ったものから、随時追加して資源管理の一層の推進を図るものとする。

本資源管理指針に従い、関係する漁業者等が資源管理計画を定めた場合には、同計画に記載される資源管理措置について各関係漁業者は誠実に履行することが必要であるため、資源管理協議会は、別紙に記載する手段を用い、その履行を適切に確認することとし、各関係漁業者は、資源管理協議会の行う履行確認に積極的に協力しなければならぬ。

さらに、各関係漁業者は、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

(2) その他

漁業者の自主的取組と併せて、栽培漁業及び漁場整備等による資源の積極的な培養、漁場環境の改善等を推進していくことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。

なお、本指針に記載のない漁業種類については、資源管理の取組に関する漁業者との協議が整ったものから、随時追加して資源管理の一層の推進を図るものとする。

(22 ページ)  
(追加)

(3) 福岡県資源管理指針の廃止について

本指針に基づく資源管理計画は、漁業法に基づく資源管理協定へ順次移行し、令和5年度末までに移行を完了することとし、これに伴い、本指針を廃止する。

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の各資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> <li>・係船休漁した場合は、係船時の漁船写真</li> <li>・小型定置網漁業にあつては、網揚げ時の写真</li> </ul>
漁具規制	<p>真</p> <p>操業開始前漁具積載時の漁具写真（目合など、規制内容が明確に判別可能なもの）</p>
漁獲殻長制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>
漁獲量制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の各資源管理措置毎に、右欄に掲げる各手段を用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休漁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> <li>・係船休漁した場合は、係船時の漁船写真</li> <li>・小型定置網漁業にあつては、網揚げ時の写真</li> </ul>
漁具規制	<p>真</p> <p>操業開始前漁具積載時の漁具写真（目合など、規制内容が明確に判別可能なもの）</p>
漁獲殻長制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>
漁獲量制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁協、市場等の仕切り伝票など、出荷状況が確認できるデータ</li> </ul>







資料 4  
(22期2回筑前漁調委)  
(令和3年6月21日)

3漁管第1410号  
令和3年6月17日

筑前海区漁業調整委員会会長 殿

福岡県農林水産部水産局漁業管理課長  
( 漁 業 調 整 係 )



令和3年下期土石採取計画について (協議)

このことについて、令和3年6月14日付け3港第306号において、県土整備部港湾課長から事前協議がありましたので、貴委員会に協議します。



# 令和3年下期土石採取計画について

## 令和3年下期土石採取計画

単位: 万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小 計	合 計			
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	7.00	5.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	9.20	6.90	4.10	8.70	6.40	8.30	11.50			7.00	3.00				10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画										6.50	2.50				9.00	9.00
合計	0	同意 計画	24.00	22.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	9.50	5.50	22.50	22.50	21.00	21.00		181.00	181.00
			16.20	11.90	4.10	8.70	6.40	8.30	11.50	9.00	5.00	21.00	21.00				123.10	123.10

## 令和3年上期土石採取計画

単位: 万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小 計	合 計			
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	11.10	7.50	4.40	10.50	6.85	9.65	12.30			8.00	2.00				10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画										7.20	1.80				9.00	9.00
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	10.50	4.50	22.50	22.50	21.00	21.00		181.00	181.00
			17.10	13.50	4.40	10.50	6.85	9.65	12.30	9.70	4.30	21.00	21.00				130.30	130.30

## 令和2年下期土石採取計画

単位: 万m<sup>3</sup>

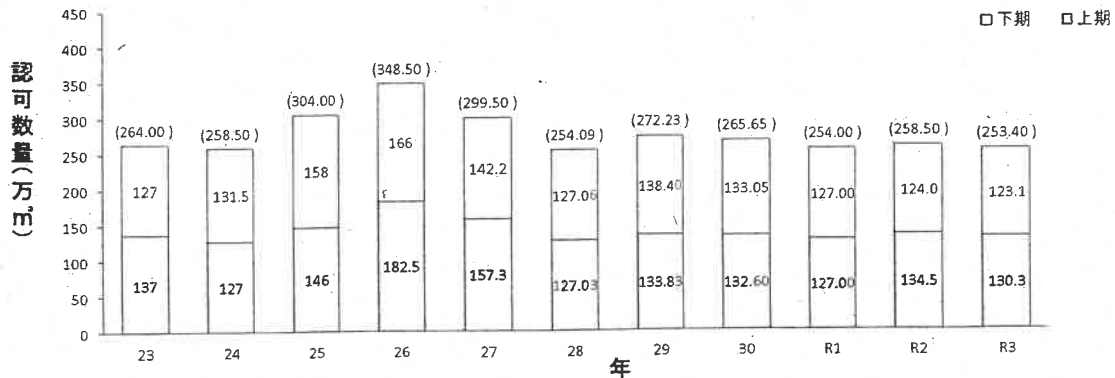
採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小 計	合 計			
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.00	6.00													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.00	17.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00								109.00	109.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	8.00	7.50	4.00	9.50	6.00	8.50	11.50			7.00	3.00				10.00	10.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画										6.50	2.50				9.00	9.00
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	17.00	10.00	5.50	23.50	22.50	21.05	21.45		182.50	182.50
			14.00	13.50	4.00	9.50	6.00	8.50	11.50	9.50	5.00	21.05	21.45				124.00	124.00

## 令和2年上期土石採取計画

単位: 万m<sup>3</sup>

採取場所 業者	漁業権 漁場内	数量 種別	漁 業 権 漁 場 外											小 計	合 計			
			小呂南西	烏帽子北	小呂南東	長間磯北	栗ノ上	栗ノ上西	宗像	柏原	岩屋	白島	白島西					
唐津湾海区砂採取協同組合	0	同意 計画	6.000	6.000													12.00	12.00
博多海砂採取協業組合	0	同意 計画	17.000	17.000	13.000	16.000	13.000	16.000	16.000								108.00	108.00
玄洋海砂採取販売協同組合	0	同意 計画	9.100	9.600	4.800	11.800	7.400	10.300	14.000			8.000	2.000				67.00	67.00
北九州砂採取販売協同組合	0	同意 計画										7.200	1.800				9.00	9.00
合計	0	同意 計画	23.00	23.00	13.00	16.00	13.00	16.00	16.00	11.00	4.50	22.40	22.00	21.000	20.000		179.90	179.90
			15.10	15.60	4.80	11.80	7.40	10.30	14.00	10.20	4.30	21.00	20.00				134.50	134.50

## 土石採取認可数量の推移(過去10年間)





3 港 第 3 0 6 号  
令和 3 年 6 月 1 4 日

農林水産部水産局漁業管理課長 殿  
(漁業調整係)

県土整備部港湾課長  
(管理係)

令和 3 年下期土石採取計画について (協議)

このことについて、別紙のとおり採取計画の認可申請がありましたので、福岡県一般海域管理運用要綱第 7 条の規定に基づき採取許可数量について事前協議します。

記

受付番号	申請者名	採取区域	備考
14	唐津湾海区砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
15	唐津湾海区砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
16	博多海砂採取協業組合	小呂島南西沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
17	博多海砂採取協業組合	烏帽子島北沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
18	博多海砂採取協業組合	小呂島南東沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
19	博多海砂採取協業組合	長間礁北沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
20	博多海砂採取協業組合	栗ノ上沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
21	博多海砂採取協業組合	栗ノ上西沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
22	博多海砂採取協業組合	宗像沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
23	玄洋海砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
24	玄洋海砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
25	北九州砂採取販売協同組合	岩屋沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
26	北九州砂採取販売協同組合	柏原沖	令和 3 年上期認可区域と同じ
27	北九州砂採取販売協同組合	白島沖	新規採取区域
28	北九州砂採取販売協同組合	白島西沖	新規採取区域

県土整備部港湾課  
管理係 小林  
内線 4556



## 潜水器漁業の新規着業について

1. 申請者

ひびき灘漁業協同組合藍島支所 組合員1名

2. 許可枠

潜水器漁業許可方針1 (1) に定める許可枠の範囲内での申請となっている。

3. 漁業を営む者の資格

潜水器漁業許可方針1 (4) に定める内容について満たしている。

## 潜水器漁業許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり区域ごとに許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

区域名	許可する船舶等の数の上限	住所要件
北九州地区 (旧脇之浦)	19	北九州市若松区
北九州地区 (旧平松)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧長浜)	5	北九州市小倉北区
北九州地区 (旧若松(旧戸畑含む))	2	北九州市若松区
北九州地区 (旧大里)	3	北九州市門司区
北九州地区 (旧旧門司)	2	北九州市門司区
ひびき灘地区 (旧藍島)	34	北九州市小倉北区
ひびき灘地区 (旧岩屋(組合自営))	2	北九州市若松区
ひびき灘地区 (旧脇田(組合自営))	2	北九州市若松区
糸島地区 (旧野北(組合自営))	2	糸島市

#### (2) 操業区域

筑前海区海面

#### (3) 漁業時期

別表のとおり

#### (4) 漁業を営む者の資格

- ・当該地区漁業権管理委員会の同意のある者。
- ・潜水夫は、申請者本人又は同一家族の者若しくは同一漁業協同組合員で、潜水士免許の資格を有する者。

- 2 潜水夫の人数制限（組合経営の場合は適用しない。）  
許可船1隻当たりの潜水夫の人数は最高2名までとする。
- 3 許可の有効期間  
5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、筑前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。
- 4 条件  
別表のとおり
- 5 申請書の添付書類等
  - (1) 個人経営の場合
    - ① 申請一覧表
    - ② 従事者名簿（様式1）
    - ③ 本人及び従事者全員の住民票
    - ④ 潜水夫の写真2枚（上半身 縦35mm、横25mm）
    - ⑤ 潜水士免許保有の証明（免許証の写し）
      - ※なお、令和2年11月30日現在において当該許可を受けている者のうち、潜水夫が潜水士免許を有しない場合は、⑤に替えて次の書類の提出でよいこととするが、当該取り扱いはその許可名義人1代限りとする。
        - ・潜水士免許試験受験準備講習会の受講修了証の写し
        - ・潜水作業（縄取り）特別講習会の受講修了証の写し
    - ⑥ 操業関係地区の漁業権管理委員会の同意書
  - (2) 漁業協同組合経営の場合  
上記（1）の他、次に掲げる書類を提出すること
    - ⑦ 漁業協同組合の定款
    - ⑧ 水産業協同組合法第17条の要件を満たすことを証する書面
- 6 新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する措置  
新規着業者及び水揚げ実績の無い者に対する許可については、筑前海区漁業調整委員会と協議の上、許可の適否を決定する。
- 7 資源管理の状況等の報告  
許可を受けた者は、毎年の漁業時期終了の翌月末日までに報告すること。

#### 附 則

この許可方針は令和2年12月1日から施行する。





## 第22期第1回響灘連合海区漁業調整委員会(案)

### 次 第

日時 令和3年7月5日(月) 14:00~

場所

1 開 会

2 挨拶・自己紹介

3 議 題

第1号議案 会長、副会長の互選について

その他

4 閉会

## 響灘連合海区漁業調整委員会規程

第1条 この会は響灘連合海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)といい、漁業法その他の法令の定めるところにより、第2条に定める海区漁業調整委員会の管轄する響灘(福岡県宗像郡玄海町(現宗像市)地の島東端に、同郡宗像町孔大寺山山頂の重なる線(延長線は沖の島西端に至る。)以東、山口県豊北町(現下関市豊北町)角島灯台から北西の線以西)及び両県沖合における漁業調整に関する事項を処理する。ただし、海区漁業調整委員会が権限を有しているものは、この限りではない。

第2条 この委員会は、次の海区漁業調整委員会をもって組織する。

山口県日本海海区漁業調整委員会  
筑前海区漁業調整委員会

第3条 この委員会の事務所は、会長の所属する海区漁業調整委員会の事務局に置く。

第4条 この委員会の委員の定員は8名とし、それぞれ同数の委員をもって構成する。

- 2 専門の事項を調査審議するため、必要に応じて専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、関係県の知事が協議のうえ選任する。
- 4 委員会の事務は、事務所所在地の海区漁業調整委員会の書記が行う。

第5条 委員会に会長、副会長を置く。

会長、副会長は委員が海区代表委員の中から互選し、任期は2ヵ年とする。ただし、委員会が会長、副会長を互選することができないときは、関係県の知事が協議のうえ選出する。

- 2 会長、副会長は、両海区交互に勤めるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

第6条 委員会の会議は、会長が招集しその議長となる。

会長、副会長とともに事故あるときは、委員の中の最年長のものが招集し、その議長となる。

- 2 委員の3分の1以上が議案を示して委員会の開催を請求したときは、会長はその請求のあった日から7日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は少なくとも7日前に議事事項並びに開催の日時及び場所を第2条の調整委員会に通知しなければならない。

第7条 委員会は定数の過半数にあたる委員の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は特別の定めのある場合を除くほか、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は公開する。

第8条 委員会の会議は、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急審議の必要があると認められた事項については、この限りでない。委員は議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

第9条 委員は自己又は、同居親族若しくはその配偶者に関する事項については議事にあずかることができない。ただし、委員会において承認したときは、会議に出席して発言することができる。

第10条 会長は会議の議事録を作成し議事事項を記載する。

- (1) 委員会開催の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事事項
- (4) 議決の結果
- (5) その他重要な事項

第11条 議事録は議長及び議長の指名する出席委員2名以上がこれに署名なつ印するものとする。

第12条 議事録は、一般の縦覧に供する。

第13条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

第14条 前各条に定めるあるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は会長がその都度委員会に諮り決める。

#### 付 則

この規程は、昭和37年10月25日から施行する。

昭和38.7.27 第1条の響灘の範囲「括弧の事項」を挿入

昭和44.4.8 第5条の正、副会長の任期「1ヶ年」を「2ヶ年」に改正

令和2.8.4 第5条2の「、8月15日交替す」を削除



「 要望事項とりまとめの留意点について 」

平成20年度以降の要望事項については、下記の点に留意のうえ、提案して頂きますようお願いいたします。

記

- 1 要望事項は、漁業調整や資源管理上の問題など、海区漁業調整委員会としての権限と機能に則したものであって、全国海区漁業調整委員会連合会の要望として相応しいもの（原則として、漁業制度に関する問題、外国との漁業調整・資源管理に関する問題、大臣許可漁業との漁業調整・資源管理に関する問題、その他広域漁業調整委員会が処理すべき事項以外の漁場利用、漁業調整、資源管理、安全操業などに関する問題とする。）であること。
- 2 要望事項は、可能な限り具体的な提案であること。
- 3 要望事項の文案は、ポイントを絞って簡潔に表現されていること。
- 4 継続要望の文案は、情勢の変化を的確に反映した表現とすること。
- 5 要望事項の文案とは別に、要望に至った具体的な事例や背景などを記載した文書を作成し、添付すること。

平成19年6月29日

全国海区漁業調整委員会連合会長

全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における主要提出議題  
(平成20年度以降)

会議年度	筑前海区関連議題	豊前海区関連議題	有明海区関連議題
H20年	なし	なし	なし
H21年	なし	なし	なし
H22年	なし	なし	なし
H23年	なし	なし	なし
H24年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について	なし	なし
H25年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船の操業禁止について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直しについて	なし	なし
H26年 ～29年	・我が国 EEZ 内における韓国はえ縄漁船と我が国ふぐはえなわ漁船の操業秩序維持について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし
H30年 ～R2年	・日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について ・大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について	なし	なし

提案議題 (要望事項・協議事項・照会)

大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定について

### 内 容

本県では、沿岸漁業者の経営安定や資源保護を図るために魚礁設置等による漁場造成事業、水産資源の管理、種苗放流等による資源の維持増大及び経営の合理化等の取組を積極的に推進しております。これら施策の中で、重点的に漁場造成事業を実施している漁場は、本県の沿岸漁業者が優先して活用できる漁場であると考えております。

沖ノ島周辺の人工礁による漁場造成区域は本県の中核的な漁場であります。が、大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業可能区域と重複しているため、本県沿岸漁業者との間に競合やトラブルが多発しております。さらに、本県の基幹漁業である中型まき網漁業や2そうごち網漁業は資源保護のため3～4ヶ月の禁漁期間を設定していますが、大中型まき網漁業は周年操業となっており、沿岸漁業者から操業期間統一の強い要求があります。

大中型まき網漁業の網船に対しては、新施策として、平成25年度にVMSシステム設置が義務づけられました。しかし、船団全船への設置とはなっておらず、灯船による魚群の誘導などの手法が可能なため、違反防止対策としては十分ではありません。

上記のことから沿岸漁業の経営安定のため、現在設定されている大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域の見直し及び禁漁期間の設定並びに違反防止対策について、次の事項を要望します。

- 1 本県沖ノ島周辺海域では大規模な漁場造成事業を実施し沿岸漁業の振興と資源の涵養を図っており、当該海域の大中型まき網漁業及び沖合底びき網漁業の操業禁止区域を拡大すること。
- 2 資源保護のため、大中型まき網漁業にも禁漁期間を設定すること。
- 3 大中型まき網漁業に使用する全船へVMSを設置すること。
- 4 従来からある操業禁止区域での違反操業の取締りを強化し、違反者にする行政処分は、迅速厳正なものとするとともに、罰則の強化を図ること。

提案議題 (要望事項)・協議事項・照会)

日韓漁業協定におけるはえ縄漁船の操業条件について

#### 内 容

新日韓漁業協定（平成11年1月発効）では相互入漁が原則となっていますが、それ以降我が国 EEZ 内で韓国漁船による違反操業やトラブルが多発しました。

これを受け、両国漁業関係者による民間協議の結果、平成20年に日韓両国間の民間協定である EEZ 内漁場での操業トラブル防止策（通称「ホットライン」）が実施されたことにより、大きなトラブルの発生は減少しました。

我が国が主漁場とする海域は、韓国の様々な漁業種にとっても好漁場です。

現在、韓国との相互入漁は停止している状況ですが、相互入漁が再開された場合、我が国漁業者は韓国漁船に相当な注意を払いながら操業しなければなりません。つきましては、我が国漁業者が安心して操業できるよう、次のとおり要望いたします。

- 1 我が国の EEZ 内における韓国漁船の操業を禁止すること。
- 2 取締り強化により我が国漁船の安全操業を確保すること。